資料３

# 第２次千葉県犯罪被害者等支援推進計画

# （素案）

令和８年１０月

千葉県

# 目次

第１章　計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
２　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
４　計画の推進・評価・公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
５　指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

第２章　県内における犯罪発生状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
１　犯罪の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
２　相談状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
（１）犯罪被害全般について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
（２）性犯罪被害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
３　犯罪被害者等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10
（１）犯罪被害者等（性犯罪等を除く）に対するアンケート・・・・・・・・・・・Ｐ10
（２）民間支援団体（性犯罪等を除く）に対するアンケート・・・・・・・・・・・Ｐ13
（３）民間支援団体（性犯罪等）に対するアンケート・・・・・・・・・・・・・・Ｐ13
４　犯罪被害者等支援施策に関する県民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ14

第３章　施策の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ18
１　犯罪被害者等支援に関する基本方針と目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ18
２　重点課題・取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ19
３　施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ21

第４章　犯罪被害者等支援に関する具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ22
方向性Ⅰ　犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援
１　支援推進体制の整備と充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ22
（１）総合的な支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ22
（２）市町村に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ30
（３）民間支援団体に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ31
（４）人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ32
２　犯罪被害者等に対する支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ34
（１）相談・情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ34
（２）損害回復・経済的支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ38
（３）精神的・身体的被害の回復及び二次的被害等の防止・・・・・・・・・・・・Ｐ42

方向性Ⅱ　社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成
３　県民・事業者等の理解促進への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ46
（１）県民・事業者等に対する広報・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ46
資料集
１　犯罪被害者等基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ48
２　千葉県犯罪被害者等支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ54
３　千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例(抜粋)・・・・・・・・・・・・Ｐ59
４　千葉県犯罪被害者等支援推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ60

※本計画における「子供」「子ども」「こども」「児童」「少年」「青少年」等の表記については、法令、制度、施策、事業名等に基づくそれぞれの表記を用いています。

## 第１章　計画の基本的事項

### １　計画策定の趣旨

犯罪被害者やそのご家族・ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪により生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。さらに、警察への届出や裁判への参加・傍聴、各種申請手続等、被害直後から様々な対応が必要となる上、時には配慮に欠けた言動等による二次的被害に苦しめられるなど、犯罪被害者等が抱える負担は計り知れません。

犯罪被害者等が被害から立ち直り、再び平穏な生活を送れるようになるには、国、県、市町村、民間支援団体[1]、弁護士会等が連携し、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を途切れることなく行うとともに、犯罪被害者等支援の重要性について県民が理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが必要です。

国は、平成 16 年 12 月に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、地方公共団体の責務や施策の基本事項を定めました。また、平成 17 年以降、同法に基づく「犯罪被害者等基本計画」を５年ごとに策定し、現在は「第５次犯罪被害者等基本計画」に基づき、施策を実施しています。

本県では、基本法の制定前の平成 16 年３月に「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を制定し、被害者等に対する支援を規定するとともに、同条例に基づき「被害者等に対する支援に関する指針」を策定し、警察による支援に加え、行政としても、犯罪被害者支援コーディネーターの配置や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制の構築を始め、支援に取り組む人材の育成、県民・事業者等への理解促進等に取り組んでまいりました。

一方で、県民の安全・安心をおびやかす凶悪事件や将来を担う子どもたちが犠牲になる痛ましい交通事故などが依然として発生しています。誰もが、犯罪により被害を受ける可能性がある中、全ての県民が、犯罪被害者等に対する支援の必要性を十分に理解し、深めていくことにより、支援の充実を図り、また、必要な支援を受けることができる総合的な支援体制を県内に構築していくため、犯罪被害に特化した条例として、「千葉県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）が令和３年３月に議員提案により制定されました。

これを受け、県では、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、有識者の意見等を踏まえ、令和４年３月に「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

推進計画では、「犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援」及び「社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成」を施策の方向性として掲げ、「社会

---

[1] 「民間支援団体」：条例第２条第６号に定める「犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体」のことをいう。本計画では、公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター及び特定非営利活動法人千葉性暴力被害支援センターちさとの２団体が該当する。

全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を目指し、各種施策を推進してきました。

「第２次千葉県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「第２次推進計画」という。）は、推進計画の基本的な考え方を引き継ぎつつ、犯罪情勢の変化、本県における犯罪被害者等支援の取組状況、国の「第５次犯罪被害者等基本計画」等を踏まえ、犯罪被害者等支援の更なる充実を図るため、本県の目指す姿、基本方針及び具体的な施策を示すものです。

## ２　計画の位置付け

第２次推進計画は、条例第８条の規定により、本県における犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

また、第２次推進計画は、上位計画である県の総合計画の下、国の「第５次犯罪被害者等基本計画」やＳＤＧｓの考え方を踏まえるとともに、関係する他の計画等との連携・整合性を図り、取組を実施していきます。

＜関係する主な計画等＞

・千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン（令和６年度～令和９年度）
・第６次千葉県男女共同参画計画（令和８年度～令和 12 年度）
・千葉県人権施策基本指針
・第五次千葉県地域福祉支援計画（令和９～令和 12 年度）
・第二次千葉県再犯防止推進計画（令和８年度～令和 12 年度）
・第４次千葉県青少年総合プラン（令和５年度～令和９年度）
・千葉県こどもを虐待から守る基本計画（令和２年度～令和 11 年度）
・千葉県困難な問題を抱える女性支援及びＤＶ防止・被害者支援基本計画（令和９年度～令和 13 年度）
・千葉県こども・若者みらいプラン（令和７年度～令和 11 年度）
・千葉県高齢者保健福祉計画（令和９年度～令和 11 年度）
・第九次千葉県障害者計画（令和９年度～令和 12 年度）
・第 12 次千葉県交通安全計画（令和８年度～令和 12 年度）
・第４次千葉県消費生活基本計画（令和６年度～令和 10 年度）
・第 12 次千葉県職業能力開発計画（令和９年度～令和 13 年度）
・第４次千葉県住生活基本計画（令和３年度～令和 12 年度）
・第４期千葉県教育振興基本計画（令和７年度～令和 11 年度）　　等

＜ＳＤＧｓ（エスディージーズ）＞

ＳＤＧｓとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、2015年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本計画は、17のゴールのうち、下記の目標の達成に関連しています。




すべての人に健康と福祉を




ジェンダー平等を実現しよう




人や国の不平等をなくそう




平和と公正をすべての人に




パートナーシップで目標を達成しよう

## ３　計画期間

第２次推進計画の期間は、令和９年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの５年間とします。

ただし、計画期間内であっても、国の犯罪被害者等支援基本計画の見直しや犯罪被害者等を取り巻く環境の変化、犯罪被害者等支援の推進の状況などを勘案し、必要に応じて見直すこととします。

## ４　計画の推進・評価・公表

第２次推進計画の実施に当たっては、庁内の「犯罪被害者等支援連絡員」を置く所属をはじめとした関係所属との連携を図るとともに、国、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関と連携・協力を図りながら施策を推進します。

また、毎年度、第２次推進計画に基づく施策その他犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を確認し、その結果を公表します。併せて、「千葉県犯罪被害者等支援推進会議」を開催して、有識者に実施状況を報告するとともに、意見を聴取し、その意見等を踏まえた必要な改善を行い、計画の効果的かつ着実な推進を図ります。

## ５　指標

犯罪被害者等支援の取組の進捗を把握するため、次の指標を設定します。

| 指　標 | | 現状値<br>（令和８年度） | 目標値<br>（令和 13 年度） |
|---|---|---|---|
| 1 | 犯罪被害者等のための相談窓口の認知度 | 47.9％ | 80.0％ |
| 2 | 千葉県犯罪被害者等見舞金制度の認知度 | 6.8％ | 30.0％ |
| 3 | 犯罪被害者等から相談を受ける市町村職員を対象とした研修の受講団体数 | 24 団体 | 全市町村 |
| 4 | 高校生等を対象とした「性犯罪・性暴力被害者に関する出前講座」の実施校数【累積値】 | 27 校 | 60 校 |

## 第２章　県内における犯罪発生状況等

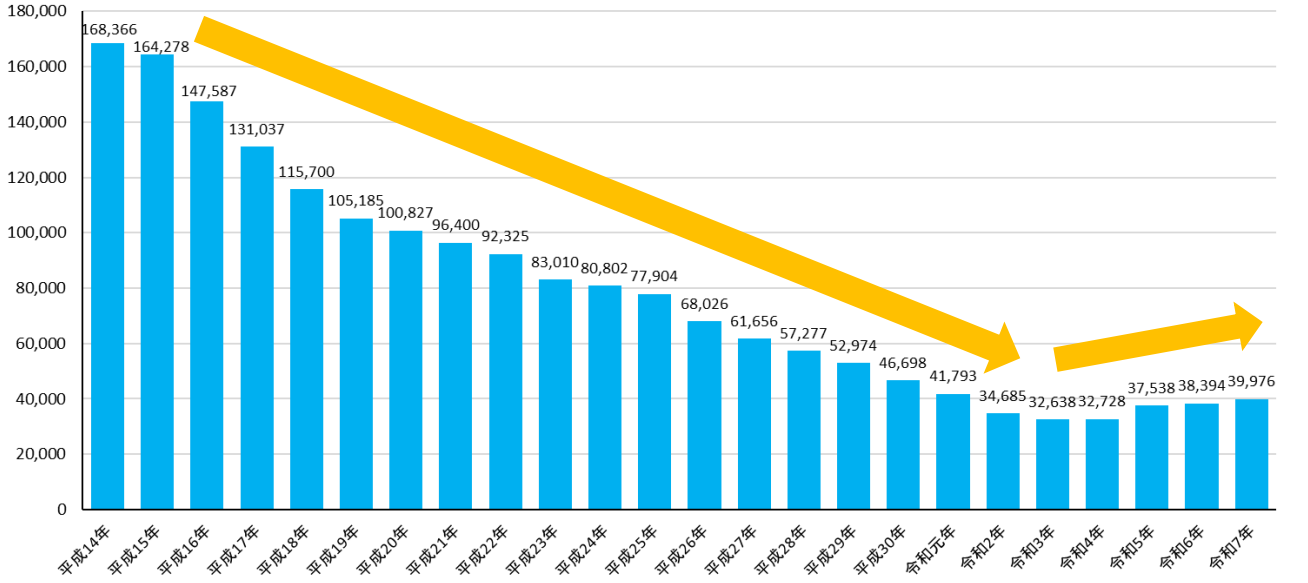
### １　犯罪の発生状況

全国における刑法犯の認知件数は、平成 15 年から令和３年までは一貫して減少しましたが、令和４年から４年連続で増加し、令和７年は 77 万 4,142 件となっています。

県内の刑法犯認知件数も、国の傾向と同様に、戦後最悪を記録した平成 14 年の 16 万 8,366 件をピークに、令和３年の 3 万 2,638 件まで減少していましたが、令和４年から増加に転じています。令和７年は 3 万 9,976 件となっており、最も少ない令和３年に比べて 22.5%増加となりました。

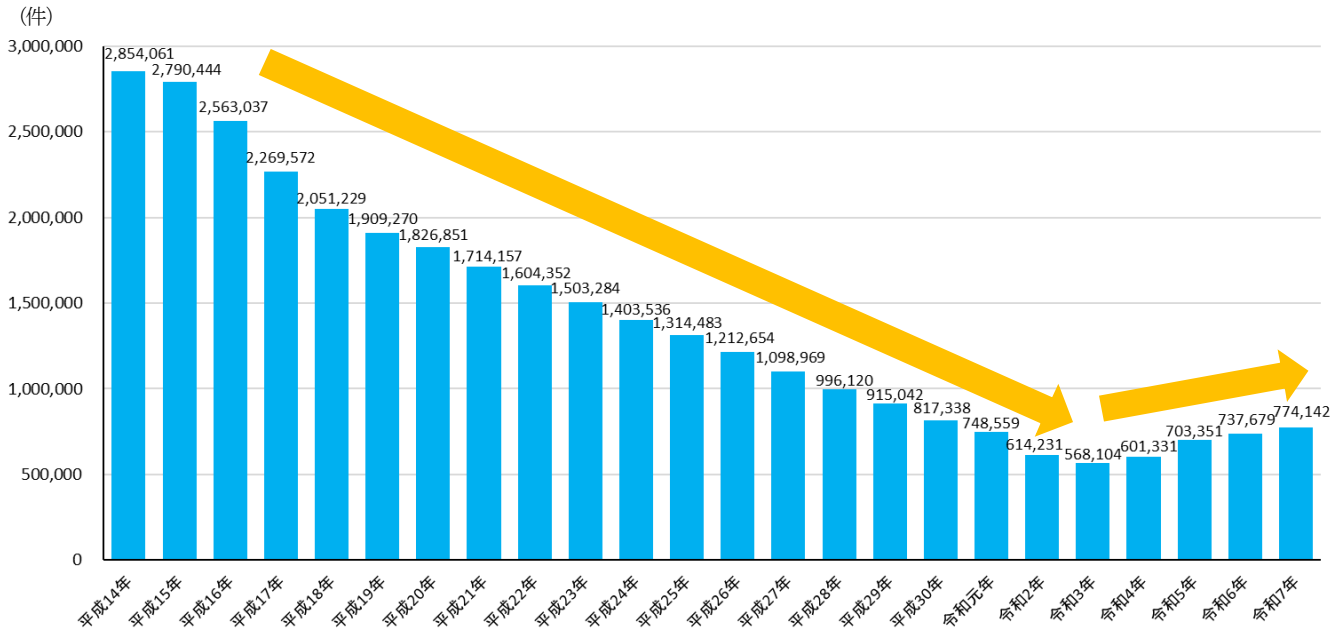
（R７全国順位：ワースト６位）

(件)【千葉県内における刑法犯認知件数の推移】　刑法犯認知件数：警察において発生を認知した事件の数




出典：千葉県警察本部「犯罪の概要」等

【（参考）全国における刑法犯認知件数の推移】




出典：警察庁「犯罪統計資料」等

重要犯罪[2]の認知件数は、全国・県内ともに増加傾向にあります。

県内における性犯罪の認知件数については、令和７年は前年と比べて、不同意わいせつは減少した一方、不同意性交等は増加しています。

なお、性犯罪の被害者は、相談や被害の届出をためらうケースが多いことなどを考慮すると、支援の対象となる犯罪被害者等は、警察が認知している被害者数にとどまらないと考えられます。

**【千葉県内における重要犯罪の認知件数】**

（単位：件）

| 罪種 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 | 令和７年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 殺人 | 49 | 47 | 44 | 40 | 48 |
| 強盗 | 69 | 63 | 80 | 81 | 78 |
| 放火 | 27 | 26 | 37 | 37 | 29 |
| 不同意性交等※ | 63 | 63 | 107 | 131 | 163 |
| 略取誘拐・人身売買 | 14 | 7 | 17 | 29 | 27 |
| 不同意わいせつ※ | 206 | 242 | 256 | 336 | 288 |
| 計 | 428 | 448 | 541 | 654 | 633 |

出典：千葉県警察本部「犯罪の概要」

**【（参考）全国における重要犯罪の認知件数】**

（単位：件）

| 罪種 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 | 令和７年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 殺人 | 874 | 853 | 912 | 970 | 976 |
| 強盗 | 1,138 | 1,148 | 1,361 | 1,370 | 1,428 |
| 放火 | 749 | 781 | 766 | 758 | 706 |
| 不同意性交等※ | 1,388 | 1,655 | 2,711 | 3,936 | 4,177 |
| 略取誘拐・人身売買 | 389 | 390 | 526 | 588 | 606 |
| 不同意わいせつ※ | 4283 | 4,708 | 6,096 | 6,992 | 7,193 |
| 計 | 8,821 | 9,535 | 12,372 | 14,614 | 15,086 |

出典：警察庁「犯罪統計資料」

※令和５年７月 12 日以前は、不同意性交等は強制性交等、不同意わいせつは強制わいせつ。

[2] 「重要犯罪」：殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつをいう。

全国における男性の不同意性交等・不同意わいせつの認知件数は、増加傾向にあり、令和７年は514件となっています。

**【全国における男性の不同意性交等・不同意わいせつの認知件数】**　（単位：件）

| | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 | 令和７年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 不同意性交等 | 58 | 64 | 100 | 156 | 149 |
| 不同意わいせつ | 172 | 205 | 256 | 363 | 365 |
| 計 | 230 | 269 | 356 | 519 | 514 |

出典：警察庁「犯罪統計資料」等

全国における 19 歳以下の不同意性交等の認知件数は、増加傾向にあり、令和７年は2,036件となっています。

**【全国における19歳以下の不同意性交等の認知件数】**　（単位：件）

| | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 | 令和７年 |
|---|---|---|---|---|---|
| ０歳～12歳 | 171 | 216 | 239 | 352 | 324 |
| 13歳～19歳 | 452 | 473 | 880 | 1,593 | 1,712 |
| 計 | 623 | 689 | 1,119 | 1,945 | 2,036 |

出典：警察庁「犯罪統計資料」等

## ２　相談状況

### （１）犯罪被害全般について

#### ①警察相談受理件数

県警では、県警本部及び警察署に総合的な窓口を設置し、県民から寄せられた相談に対して、相談内容に応じて関係する部署が連携して対応し、指導、助言、相手方への警告、検挙など、相談者の不安などを解消するための必要な措置を講じています。

警察相談の受理件数は、増加傾向にあり、令和７年は144,838件と令和３年の約131％の件数となっています。

**【県警相談の受理件数】**　（単位：件）

| 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 | 令和７年 |
|---|---|---|---|---|
| 110,679 | 118,484 | 135,687 | 139,004 | 144,838 |

#### ②公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害の相談等の状況

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（以下「ＣＶＳ」という。）は、平成 20 年

４月１日に千葉県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体[3]に指定された民間支援団体であり、犯罪被害に対する専門的な知識のある犯罪被害相談員が電話相談、面接相談、警察署・裁判所等への付添い、カウンセリング、法律相談等の支援を行っています。

ＣＶＳへの相談件数は、ほぼ横ばい又はやや増加の傾向にあり、令和７年度は 2,871 件と令和３年度の約 109%の件数となっています。

罪種別相談件数の推移をみると、令和３年度と比較し令和７年度は、暴行・傷害罪に関する相談件数は約 275%となっています。

**【ＣＶＳにおける相談等件数】**　（単位：件）

| 区分 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 殺人 | 249 | 153 | 162 | 169 | 224 |
| 暴行・傷害 | 200 | 431 | 415 | 370 | 550 |
| 性犯 | 1,562 | 1,415 | 1,418 | 1,354 | 1,223 |
| 交通事故 | 374 | 382 | 407 | 292 | 304 |
| その他 | 254 | 281 | 401 | 408 | 570 |
| 計 | 2,639 | 2,662 | 2,803 | 2,593 | 2,871 |

### （２）性犯罪被害について

#### ①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談状況

県では、平成 29 年 10 月から、特定非営利活動法人千葉性暴力被害支援センターちさと（以下「ちさと」という。）及びＣＶＳの２団体を性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）に位置付けています。

それぞれの機関では、電話相談、面接相談、警察署・裁判所等への付添い、カウンセリング、法律相談、医療支援などを実施しています。

また、令和２年 10 月１日から全国共通短縮ダイヤル＃８８９１（はやくワンストップ）が導入され、発信した最寄りのワンストップ支援センター（本県の場合はＣＶＳ）につながります。

ワンストップ支援センターにおける相談件数は、開設以降、年々増加傾向にあり、令和７年度は 8,283 件と令和３年度の約 106%の件数となっています。各支援の推移をみると、令和３年度と比較し令和７年度は、電話相談は約 99%、面接相談は約 149%となっています。

[3] 「犯罪被害者等早期援助団体」：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 23 条の規定により、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人（国家公安委員会・警察庁「犯罪被害者白書」より）

【ワンストップ支援センターにおける相談件数】

（単位：件）

| | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 電話相談 | 6,653 | 6,969 | 6,080 | 5,992 | 6,558 |
| 面接相談 | 1,157 | 1,583 | 1,602 | 1,747 | 1,725 |
| 計 | 7,810 | 8,552 | 7,682 | 7,739 | 8,283 |

※ちさと、ＣＶＳの合計を掲載している。

### ②性犯罪被害相談電話（＃８１０３（ハートさん））の受理状況

県警では、性犯罪被害の専用相談電話として 24 時間受けられる「性犯罪被害相談電話（＃８１０３）」を開設しています。また、相談者の希望により、常時、女性警察官による対応を可能とするなど、性犯罪被害者の立場に立った対応を心掛け、その精神的負担の軽減を図っています。令和７年度は 461 件であり、令和３年度の約 204％となっています。

【性犯罪被害相談電話の受理件数】

（単位：件）

| 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|---|---|
| 226 | 291 | 353 | 429 | 461 |

## ３　犯罪被害者等の状況

県では、第２次推進計画を策定するに当たり、犯罪被害者等が置かれている状況や必要な支援などを把握するため、令和８年１月から６月にかけて、犯罪被害者等及び民間支援団体を対象にアンケート調査を実施しました。

### （１）犯罪被害者等（性犯罪等を除く）に対するアンケート

**【アンケートの概要】**

・調査期間：令和８年１月２２日～令和８年３月４日

・調査対象：犯罪被害者（性犯罪を除く）及びその家族、遺族

・調査項目：被害直後と概ね１年後における経済面・生活面・心身状況の変化、
二次的被害の状況、実際に受けた支援の満足度及び必要だと思う支援　等

・回答者数：２３名（内訳：犯罪被害者５名、家族７名、遺族１１名）

**①経済面の変化について**

医療費や裁判費用などの費用負担が生じた方は、被害直後で９割を超え、概ね１年後でも６割を超えています。収入が減少した方は、被害直後で約４割、概ね１年後でも約２割です。加害者から賠償金が支払われていない割合は高い状況にあります。

| 調査項目 | 被害直後 | 概ね１年後 |
|---|---|---|
| 医療費、裁判費用などの負担が生じた | 91.3% | 60.8% |
| 収入が減った | 39.1% | 21.7% |
| 賠償金が支払われていない | 78.2% | 65.2% |

**②生活面の変化について**

被害直後に、家事や育児などができなくなった方は約７割、外出できなくなった方は約５割であり、いずれも概ね１年後で約４割となっています。また、加害者からの再被害に不安を感じている方は、被害直後に約４割で、概ね１年後でも割合に大きな変化はありません。

| 調査項目 | 被害直後 | 概ね１年後 |
|---|---|---|
| 家事、育児、介護などができなくなった | 65.2% | 39.1% |
| 無力感や人目が気になること等により外出できなくなった | 52.1% | 39.1% |
| 加害者からの再被害に不安を感じるようになった | 39.1% | 34.8% |
| 退職・休職（退学・休学）しなければならなかった | 34.8% | 21.7% |
| マスコミの取材や報道内容で不安や生活への支障が生じた | 34.8% | 13.0% |

**③心身状況の変化について**

無力感にさいなまれた方は、被害直後で８割、概ね１年後でも約７割であり、１か月以上に渡り不眠などの症状が続いた方は被害直後で７割を超え、概ね１年後でも５割を超えています。また、治療やカウンセリングを受けた方や、治療期間が１か月以上となった方は被害直後で約４割、概ね１年後でも約３割となっています。

| 調査項目 | 被害直後 | 概ね１年後 |
|---|---|---|
| 無力感にさいなまれた | 78.3% | 69.5% |
| 不眠、食欲減退などの症状が１か月以上続いた | 73.9% | 52.2% |
| 医療機関等で治療やカウンセリングを受けた | 39.1% | 30.4% |
| ＰＴＳＤと診断を受けた | 21.7% | 17.3% |
| 身体に対する治療期間が１か月以上あった | 31.9% | 30.4% |
| 身体の治療のための入院が３日以上あった | 30.4% | 13.0% |

**④二次的被害の状況について**

二次的被害を受けた方は、アンケート回答者の約４割であり、相手は、職場関係、近隣住民、行政機関、親族、加害者等となっています。また、配慮を欠いた言動だけではなく、報道機関の過剰な取材等もありました。

### ⑤被害後に実際に受けた支援の満足度について

支援に対する満足度は、被害直後と比較して概ね１年後は全体的に下がる傾向が示されています。このような中、同じような体験をした方々との交流に対する支援については、若干、満足度が高くなっています。

| 支援内容 | 被害直後 | 概ね１年後 |
|---|---|---|
| 警察や検察、裁判所、病院等への同行支援 | 65.2% | 47.8% |
| 支援制度や相談窓口などの情報提供・周知 | 51.0% | 39.1% |
| カウンセリング支援 | 43.5% | 43.4% |
| 弁護士による無料法律相談又は費用助成 | 30.4% | 30.4% |
| 行政手続きの補助 | 30.4% | 21.7% |
| 自助グループ等による交流 | 26.1% | 30.4% |

### ⑥被害後に必要だと思う支援について

被害直後は、支援に関する情報提供や、様々な支出に対応できる金銭給付、行政や司法等への手続きに係る支援が求められています。一方、概ね１年後には、無料法律相談や裁判費用の支援ニーズがさらに高まるとともに、新たにカウンセリングや損害賠償請求支援、自助グループ等の交流の支援が求められています。

| 支援内容 | 被害直後 | 概ね１年後 |
|---|---|---|
| 支援制度や相談窓口などの情報提供・周知 | 91.3% | 56.5% |
| 見舞金など用途指定のない金銭給付 | 91.3% | 52.2% |
| 行政手続きの補助 | 82.6% | 39.1% |
| 弁護士による無料法律相談又は費用助成 | 78.3% | 65.2% |
| 裁判に係る費用の助成 | 78.3% | 60.9% |
| カウンセリング支援 | 73.9% | 65.2% |
| 損害賠償請求に関する支援 | 73.9% | 65.2% |
| 自助グループ等による交流 | 39.1% | 60.9% |

### （２）民間支援団体（性犯罪等を除く）に対するアンケート

**【アンケートの概要】**

・調査期間：令和８年２月２７日～令和８年３月２３日

・調査対象：公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（ＣＶＳ）

・調査項目：支援した犯罪被害者（性犯罪等を除く）やその家族及び遺族の状況、
支援を通じて感じたことや課題　等

・回答者数：１３名

**①支援した犯罪被害者（性犯罪等を除く）やその家族の状況について**

・被害により受けた重傷病等のため、仕事に復帰しても収入減少や、新たな仕事を探さなければならないことがある。

・被害者が転居や転校しなければならない理不尽さを抱えている。

・心身の不調のため、仕事や学校を休みがちになることが多くなる。

・親の精神不安定な状態が子供に伝わり、子供の心身不調が生じることがある。

**②支援を通じて感じたことや課題について**

・支援者により対応にばらつきがあると感じる。事件直後の被害者等は混乱しているため、案内リーフレットを渡すだけでなく、相談窓口や支援制度の内容を丁寧に説明する必要がある。

・市町村によって総合的対応窓口としての役割や認識に違いがあると感じる。また、学校関係者の意識や理解が十分ではないと感じる。

・被害を受けると混乱し、落ち着いて話をすることが難しいため、弁護士による無料法律相談を１回から２回に増やしてほしい。

・「千葉県民のつどい」には関係者だけではなく、広く県民に参加してもらえるように広報を行い、参加を促す必要がある。

・被害者は警察や相談機関などで事件の内容を何度も話さなければならないが、何回も被害を体験することと同じであるため、何度も話さなくて済むようにしてほしい。

### （３）民間支援団体（性犯罪等）に対するアンケート

**【アンケートの概要】**

・調査期間：令和８年５月１９日～令和８年６月５日

・調査対象：特定非営利活動法人千葉性暴力被害支援センターちさと
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（ＣＶＳ）
・調査項目：支援した犯罪被害者（性犯罪等を除く）やその家族の状況、
支援を通じて感じたことや課題　等
・回答者数：２８名

**①支援した犯罪被害者（性犯罪等を除く）やその家族の状況について**

・被害直後から医療費や交通費など様々な費用が生じるにも関わらず、会社を休まざるを得ないなどにより収入が減少する。
・日常生活や外出が困難となり、精神や身体の不調が見られる。
・被害を受けた子どもの保護者が、子どもとの関わり方に迷ったり、考えの違いから夫婦関係が悪化したりすることがある。

**②支援を通じて感じたことや課題について**

・不同意性交等の被害者は、仕事を休み、転居を余儀なくされ、治療等が必要となるなど、経済的に困窮するため、見舞金が支払われるようにすべきだと思う。
・児童が親族から性被害を受けた場合、親族関係が破綻することが多く、児童の生活面への影響が大きいため、親族間被害はより手厚く支援する必要があると思う。
・学校内（教師から生徒、生徒同士）の犯罪が増加しているため、教職員を対象に、相談を受けたときの対応方法の研修を行う必要があると思う。
・男性が性被害を受けた場合の受診先が少ない。性感染症検査や診察ができる泌尿器科、消化器外科内科などの診療科と連携する必要があると思う。
・被害者やその家族が、地域で安心して生活できるようになるためには、様々な機関が共通認識を持って連携できる仕組みが必要だと思う。

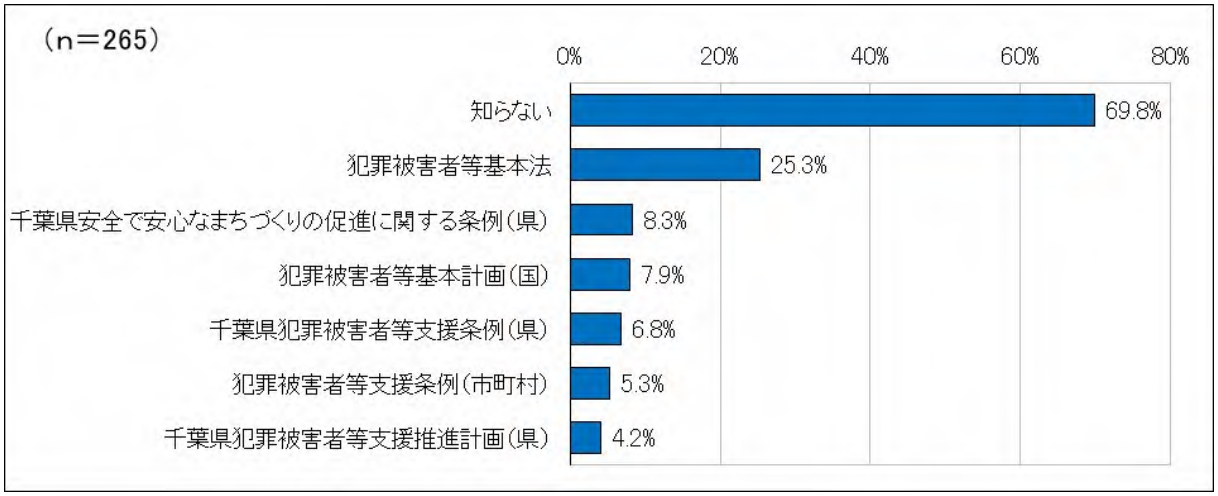
## ４　犯罪被害者等支援施策に関する県民の意識

県では、犯罪被害者等支援に関する県民の意識等を把握するため、令和８年７月に実施した「令和８年度第１回ちばインターネットアンケート調査[4]」に犯罪被害者等支援に関する設問を設けました。

[4] 「ちばインターネットアンケート調査」：県民の意向やアイデアを県の進める事業や施策に生かし、県民主導の県政を推進するための基礎資料とすることを目的に実施するオンラインアンケート。事前に「アンケート調査協力員」として登録した県内在住の満 18 歳以上の男女 300 名を対象としている。

### （１）犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として制定された法令等の認知度

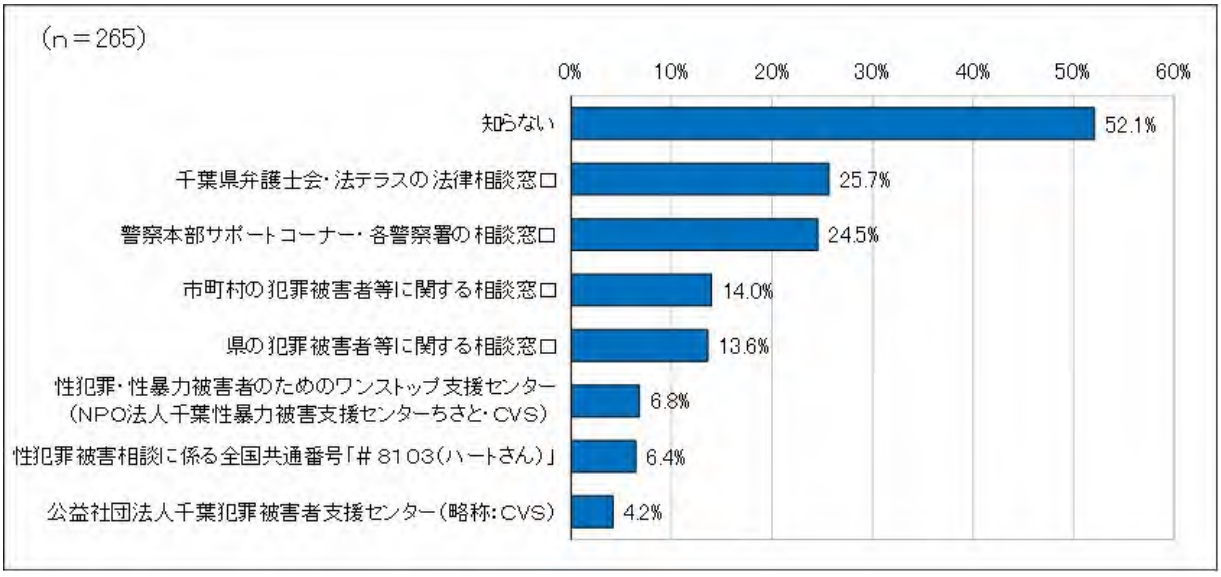
犯罪被害者やその家族又は遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を目的として制定された法令等を知っているかたずねたところ、「知らない」が 69.8%と最も多く、次いで「犯罪被害者等基本法」が 25.3%でした。




（あてはまるものすべて選択）

### （２）犯罪被害者等のための相談窓口の認知度

犯罪被害者等のための相談窓口を知っているかたずねたところ、「知らない」が 52.1%と最も多く、次いで「千葉県弁護士会・法テラスの法律相談窓口」が 25.7%でした。

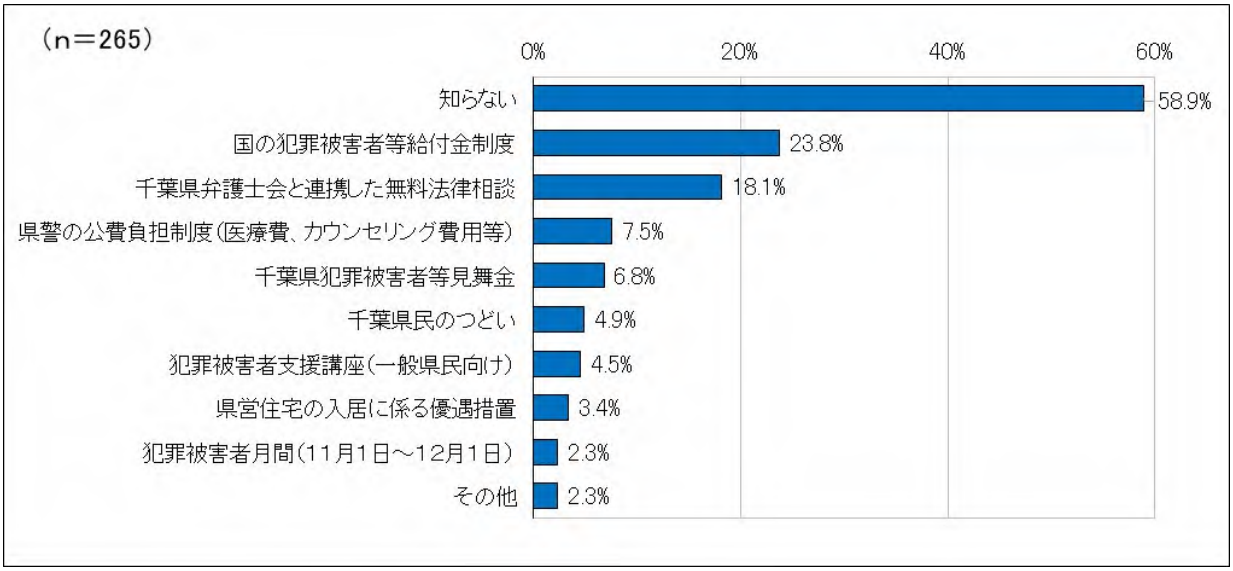



（あてはまるものすべて選択）

### （３）犯罪被害者等のための施策の認知度

犯罪被害者支援について、知っている施策をたずねたところ、「知らない」が 58.9%と最も多く、次いで「国の犯罪被害者等給付金制度」が 23.8%でした。

また、「その他」の答えの中には、「被害者支援があることは知っていても、具体的にどこでどんな支援があるかは知らなかった」、「私設の自助グループで心の内を話し合うグリーフケアみたいな所はあるんだろうなという認識」などの意見がありました。

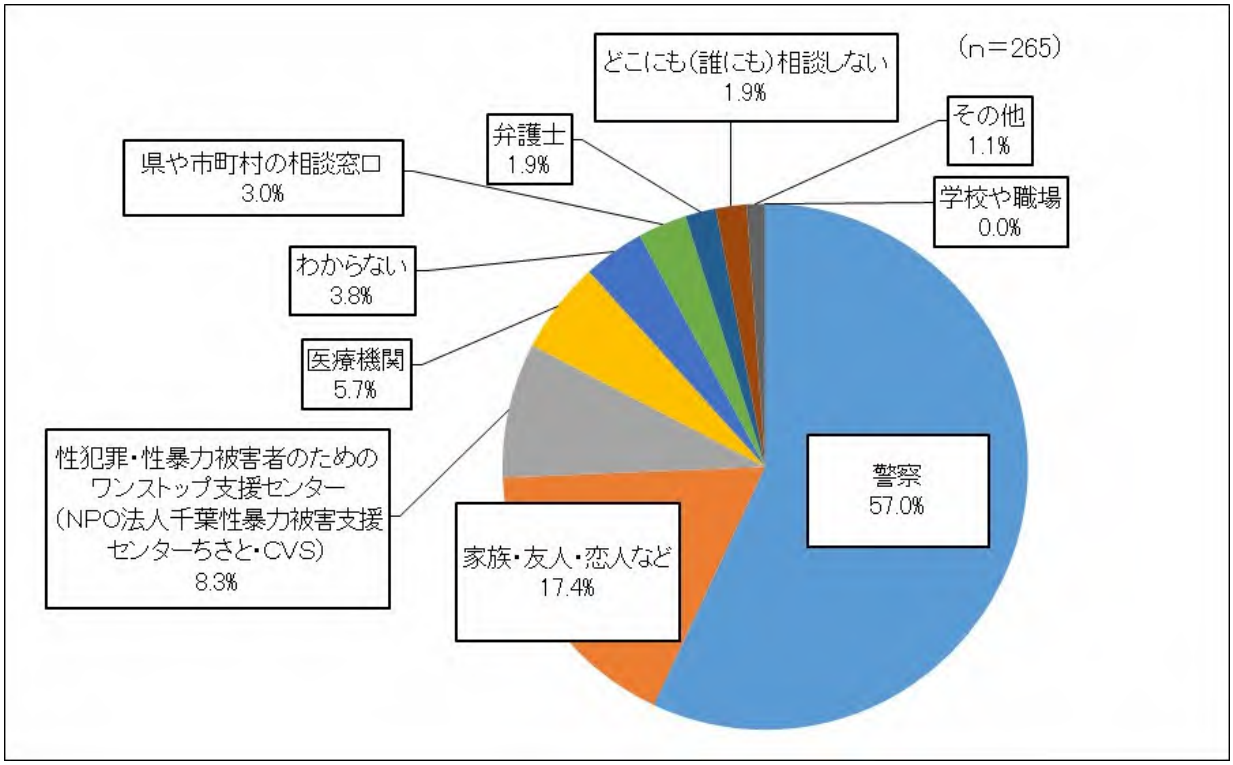



（あてはまるものすべて選択）

### （４）性犯罪被害者等の相談先

あなたやあなたの大切な人が、性犯罪や性暴力の被害者になってしまった場合、まずどこ（誰）に相談するかをたずねたところ、「警察」が 57.0%と最も多く、次いで「家族・友人・恋人など」が 17.4%でした。

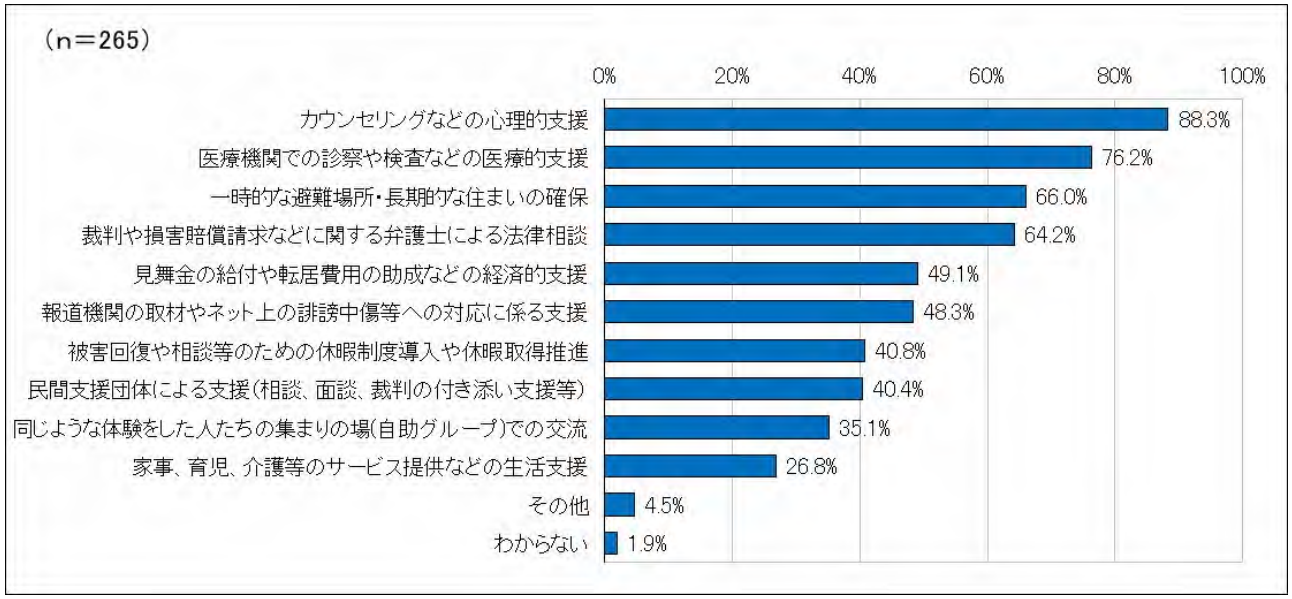
また、「その他」の答えの中には、「行政や信用している人」などの意見がありました。



### （５）性犯罪被害者等に必要だと思う支援

性犯罪・性暴力被害者に必要だと思う支援をたずねたところ、「カウンセリングなどの心理的支援」が 88.3%と最も多く、次いで「医療機関での診察や検査などの医療的支援」が 76.2%でした。

また、「その他」の答えの中には、「加害者教育」、「被害者になった自分を責めないようにする周りの支援」などの意見がありました。




（あてはまるものすべて選択）

## 第３章　施策の基本的な考え方

### １　犯罪被害者等支援に関する基本方針と目指す姿

条例第３条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の４つの基本方針を定めます。

**〇４つの基本方針**

**１　犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が行われること。**

誰もが犯罪による被害を受ける可能性があります。犯罪被害者等支援は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものであることを前提とし、犯罪被害者等の尊厳が尊重されるよう、その立場に立った適切な支援を行います。

**２　犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援が行われること。**

犯罪被害者等が直面している状況は、一人ひとり異なります。

犯罪被害者等のそれぞれの具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切な支援を行います。

**３　犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、迅速に、途切れることなく継続して支援が行われること。**

犯罪被害者等は、時間の経過とともに、様々な課題に直面します。被害を受けた直後から、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、迅速かつ途切れることなく継続して適切な支援を行います。

**４　犯罪被害者等の置かれている状況等について、二次的被害の防止を含め、県民や事業者の理解を深めること。**

犯罪被害者等は、直接的な被害だけでなく、社会的偏見や周りの人の配慮を欠いた言動、インターネット上での誹謗中傷等による二次的被害[5]に苦しめられることがあります。

また、被害の影響により就業就学の継続が困難となるなど、その後の生活にも様々な影響が及ぶことがあります。こうした状況について、県民や事業者の理解を求めることが必要です。

上記の基本方針を踏まえ、県は、国、市町村、民間支援団体、弁護士会その他の関係者と連携して、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進します。また、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等の生活再建に対する支援を進めることにより、**社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現**を目指します。

---

[5] 「二次的被害」：犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。（条例第２条）

## ２　重点課題・取組

これまで本県において取り組んできた犯罪被害者等支援施策における課題や社会情勢の変化等を踏まえ、以下の６項目を重点課題とし、重点的に取り組みます。

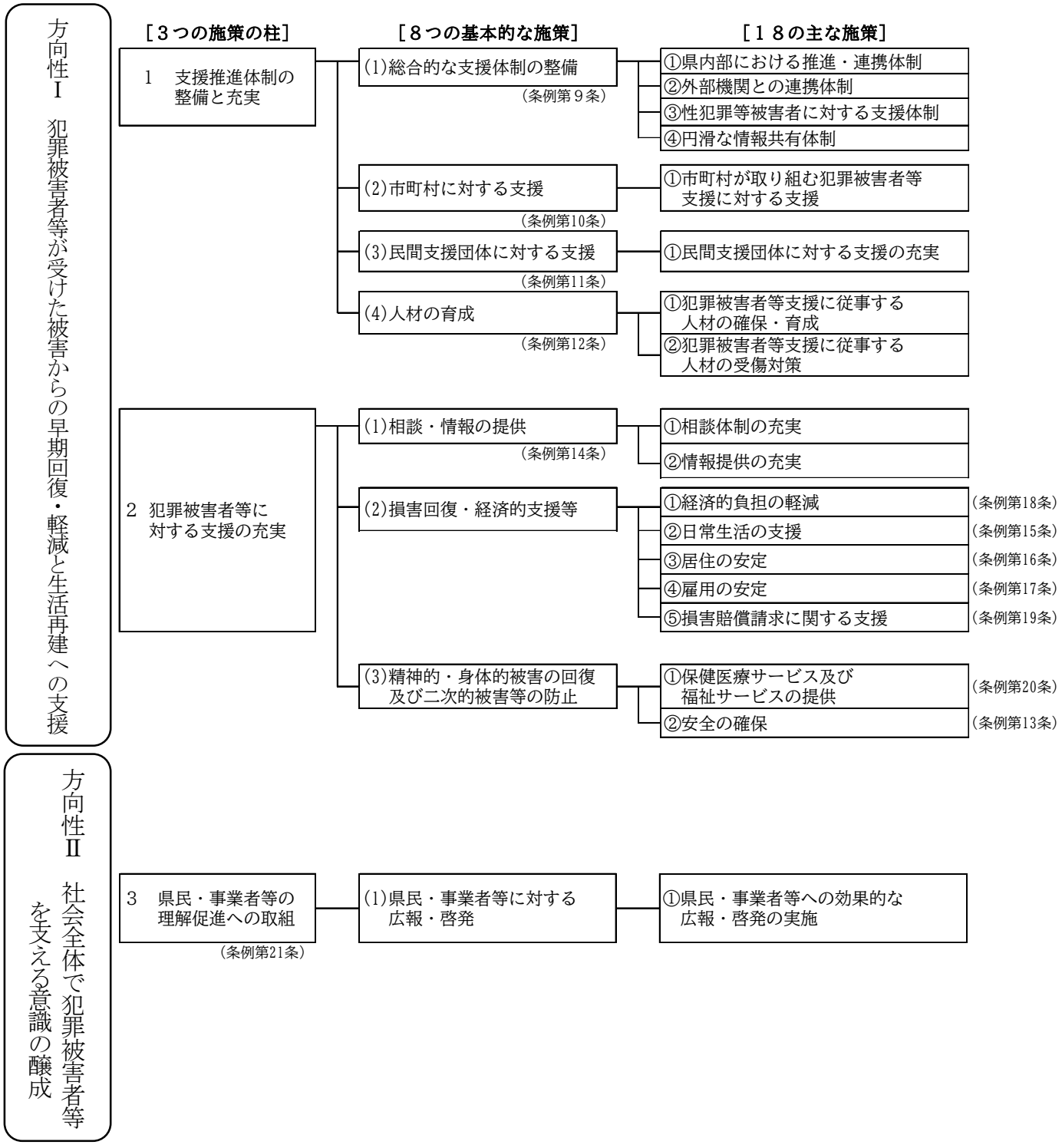
| 重点課題 | 重点的な取組 |
|---|---|
| **①事件直後から生活が一変する犯罪被害者等に対する迅速な支援の実施** | **①犯罪被害者等に対する支援の充実、犯罪被害者支援コーディネーターを中心とした関係機関との連携の強化及び多機関ワンストップサービスの推進** |
| 犯罪被害者等の状況に応じた迅速な支援を行うためには、そのニーズを的確に把握するとともに、県が実施する支援の充実に加え、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等の関係機関・団体が実施する制度・サービスを効果的につなぐことが必要です。 | 犯罪被害者等が事件直後から抱える様々な負担に対する支援の充実を図ります。また、犯罪被害者支援コーディネーターを中心に、関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等の状況やニーズに応じた様々な支援制度・サービスを調整して、必要な支援につなぐ多機関ワンストップサービスを推進します。 |
| **②県内のどの市町村に住んでいても必要な支援を受けられる犯罪被害者等支援の実施** | **②市町村に対する情報提供等の支援の充実** |
| 犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても必要な支援を受けられることが求められており、住民に最も身近な行政主体である市町村の役割が重要です。 | 市町村に対して犯罪被害者等支援に取り組むための情報提供や人材育成等の支援の充実を図ります。 |
| **③民間支援団体による安定的な犯罪被害者等支援の実施** | **③犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成、受傷対策** |
| 民間支援団体において、犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成が課題となっています。<br>また、支援従事者が犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受ける、いわゆる「代理受傷」に至る可能性があります。 | 民間支援団体と連携し、「犯罪被害者支援講座」等を通じて、支援に従事する人材の確保・育成に努めます。また、支援従事者の代理受傷を防止するため、研修やカウンセリング等の必要な取組を進めます。 |
| **④大規模な事件・事故が発生した際の支援の実施** | **④大規模事件・事故における支援体制の整備** |
| 大規模な事件・事故が発生した場合は、多数の犯罪被害者等が生じ、その置かれている状況やニーズもそれぞれ異なります。そのため、県警、行政、医療機関、弁護士会、検察庁等の関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等の状況等に応じた迅速かつ円滑な支援を行う必要があります。 | 大規模事件等の被害者や家族、遺族のそれぞれの立場や状況、ニーズは異なることから、犯罪被害者支援コーディネーターを中心として関係機関・団体が連携し、それぞれの状況等に応じて必要な支援につなぐ多機関ワンストップサービスにより、迅速かつ円滑な支援の実施に努めます。 |

| ⑤性犯罪・性暴力被害の潜在化防止・支援の充実 | ⑤性犯罪・性暴力被害者に対する支援の強化 |
| --- | --- |
| 性犯罪・性暴力被害は、誰にも相談できずに潜在化することが考えられることから、県警や「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」等の相談窓口の周知を図るとともに、誰もが相談しやすい体制を整備し、支援を充実する必要があります。 | 相談窓口に関する広報・啓発を強化するとともに、女性に限らず、こども、男性、性的マイノリティ、障害者を含む多様な被害者がいることを踏まえ、それぞれの特性や状況に配慮し、誰もが相談しやすい体制の整備を図ります。 |
| ⑥犯罪被害者等支援に関する効果的な広報・啓発の実施 | ⑥ＳＮＳ等を活用した効果的な広報・啓発の推進 |
| ちばインターネットアンケート調査の結果では、犯罪被害者等支援施策や相談窓口等の認知度が十分とは言えないことから、上記①～⑤の施策の実施に当たり、犯罪被害者等の置かれている状況について県民の理解・関心を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える意識を一層醸成する必要があります。 | 犯罪被害者月間における行事やポスター・リーフレット等による広報・啓発に加え、幅広い年代に向けた効果的な広報・啓発を推進します。また、犯罪被害者等の置かれている状況について理解を促進し、社会的偏見や周りの人の配慮を欠いた言動等による二次的被害防止の対策強化を図ります。 |

## ３　施策の体系

「社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」に向けて、施策を推進するに当たり、１で掲げた「４つの基本方針」と２で掲げた「６つの重点課題」の下、「犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援」と「社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成」の２つを施策の方向性として掲げ、各種施策を推進していきます。

**【体系図】**



## 第４章　犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

### 方向性Ⅰ　犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

### １　支援推進体制の整備と充実

#### （１）総合的な支援体制の整備（条例第９条）

**〇現状と課題**

・犯罪被害者等が直面する問題は多岐に渡ることから、一人ひとりの状況に応じ、被害直後から再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援を途切れることなく提供する必要があります。このため、県における支援の充実に加え、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等の関係機関・団体による支援を効果的につなぐことが重要です。

・県では、ＣＶＳに「犯罪被害者支援コーディネーター」を配置するなど、関係機関・団体と連携した支援体制の整備を進めるとともに、犯罪被害者支援コーディネーターが中心となり、犯罪被害者等の状況やニーズに応じた様々な支援制度・サービスを調整して、必要な支援につなぐ「多機関ワンストップサービス」による支援を提供しています。

・大規模な事件・事故（おおむね死者５人以上又は死傷者 10 人以上）が発生した場合には、多数の犯罪被害者等に対して迅速かつ円滑に支援を行う必要があることから、関係機関・団体が連携した支援体制や、具体的な対応の仕組みを整備する必要があります。

・性犯罪・性暴力被害については、警察による各種支援に加え、警察への届出を躊躇（ちゅうちょ）している方も必要な支援を受けられるよう、「ワンストップ支援センター」を中心として、相談、医療等の総合的な支援を提供しています。

・性犯罪・性暴力は、加害者が顔見知りである場合が多い[6]ことなどから、被害を相談しづらく、被害が潜在化しやすいとされています。このため、ワンストップ支援センターに関する広報・啓発を強化するとともに、女性に限らず、こども、男性、性的マイノリティ、障害者を含む多様な被害者がいることを踏まえ、それぞれの特性や状況に配慮し、誰もが相談しやすい体制を整備する必要があります。

・犯罪被害者等が、複数の機関・団体に、繰り返し被害状況等を説明することは大きな負担となることから、本人の同意や個人情報の保護に十分に配慮しつつ、関係機関・団体間の円滑な情報共有を図り、犯罪被害者の負担軽減と切れ目のない支援につなげる必要があります。

---

[6] 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書 （令和７年度内閣府委託調査）

**〇取組の基本方向**

・県では、犯罪被害者支援コーディネーターを中心に、県・県警・市町村、ＣＶＳ等の関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等の状況やニーズに応じた様々な支援制度・サービスを調整して、必要な支援につなぐ多機関ワンストップサービスを推進します。また、各機関・団体で構成する協議会における意見交換や情報共有等を通じ、支援及び広報の充実を図ります。

・大規模な事件・事故（おおむね死者５人以上又は死傷者 10 人以上）が発生した場合に、犯罪被害者等に対して迅速かつ円滑に支援を行うことができるよう、犯罪被害者支援コーディネーターを中心に、関係機関・団体が連携した支援体制を整備します。

・性犯罪・性暴力被害については、ワンストップ支援センターにおける支援内容の充実を図るとともに、相談窓口の広報・啓発を強化し、誰もが相談しやすい体制を整備します。また、協議会や医療従事者連絡会等を通じ関係機関・団体との連携を強化し、犯罪被害者等が必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

・犯罪被害者等の同意のもと、県が支援の過程で取得した情報を関係市町村に提供し、市町村における迅速な支援につなげます。また、被害者手帳の活用等により、犯罪被害者等が複数の機関・団体に繰り返し被害状況等を説明する負担の軽減を図り、関係機関・団体との円滑な情報共有を推進します。

**〇具体的な取組**

**①県内部における推進・連携体制**

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 【重点】犯罪被害者支援コーディネーターによる支援 | 犯罪被害者等への支援における関係機関との調整等を行うため、ＣＶＳに配置している保健医療・福祉分野等の専門的知見を有する「犯罪被害者支援コーディネーター」による支援内容の充実を図ります。<br>また、同コーディネーターを中心に県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関との連携強化に取り組みます。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携強化 | 環境生活部くらし安全推進課内に総合的対応窓口を設置するとともに、保健所や児童相談所等の庁内関係機関に「犯罪被害者等支援連絡員」を配置しています。<br>関係課長会議の開催などにより、庁内関係機関相互の連携を強化し、総合的かつ効果的な犯罪被害者等支援に取り組みます。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 警察による支援体制の強化 | 犯罪被害者等に対し、病院や裁判所等への付添い支援、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（Active Counselor Team、通称ＡＣＴ（アクト））によるカウンセリング、医療費の一部や一時避難のための費用等に関する公費負担制度、再被害防止・保護などの支援を実施しています。<br>県警本部犯罪被害者支援室員及び所属長から指定された犯罪被害者支援要員の効果的かつ効率的な運用を図ることで、事件直後から犯罪被害者等が必要とする支援活動を積極的に推進するとともに、関係部門及び関係機関・団体との連携を図り、体制の強化を図ります。 | 県警本部<br>警務課<br>人身安全総務課<br>刑事総務課 |

**②外部機関との連携体制**

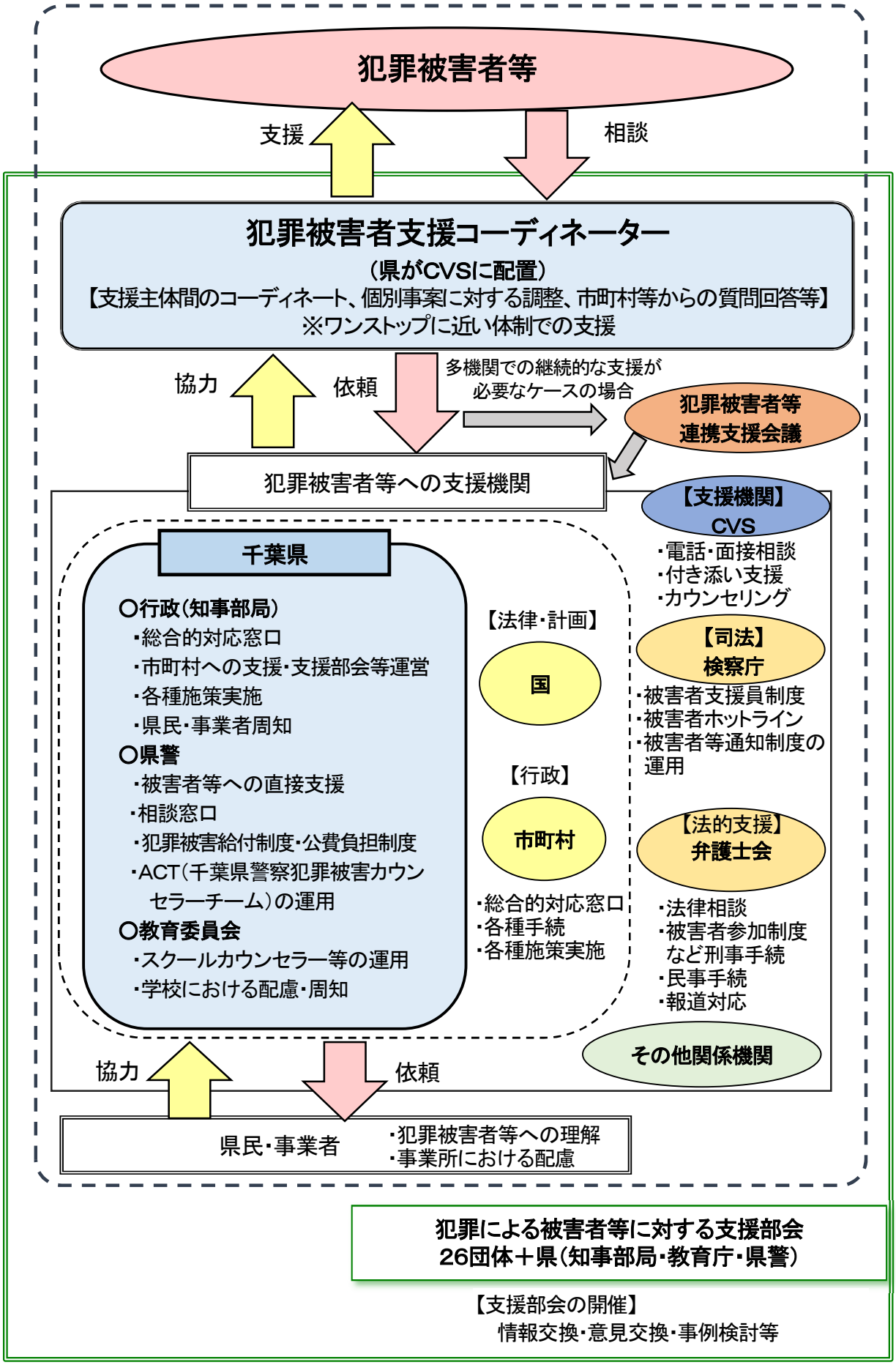
| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 【重点】犯罪被害者支援コーディネーターによる支援（再掲） | 犯罪被害者等への支援における関係機関との調整等を行うため、ＣＶＳに配置している保健医療・福祉分野等の専門的知見を有する「犯罪被害者支援コーディネーター」による支援内容の充実を図ります。<br>また、同コーディネーターを中心に県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関との連携強化に取り組みます。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 【重点】多機関ワンストップサービスの運用 | 被害の状況等により、多機関での継続的な支援が必要となる被害者等については、犯罪被害者支援コーディネーターが中心となり、犯罪被害者等の状況やニーズに応じた様々な支援制度・サービスを調整し、必要な支援につなぐ多機関ワンストップサービスにより支援します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 【重点】大規模事件・事故における円滑な支援の実施 | 死傷者が多数に及ぶ大規模な事件・事故が発生した際、犯罪被害者等の状況やニーズ等を踏まえ、支援団体に配置した犯罪被害者支援コーディネーターを中心として、県警、行政、弁護士会等の関係機関・団体が連携し、支援の検討や情報共有などを行い、円滑な支援に努めます。 | 県警本部<br>警務課 |

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 犯罪による被害者等に対する支援部会による関係機関の連携強化 | 犯罪被害者等に対する支援と理解を促進するために、千葉県安全安心まちづくり推進協議会[7]の中に関係機関を構成員とする「犯罪による被害者等に対する支援部会」[8]を設置しています。<br>犯罪被害者等支援に関する情報交換・意見交換を通じ、支援の充実をはじめ、各種施策の効果的な推進や広報啓発などに努めます。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 千葉県弁護士会との連携強化 | 犯罪被害者等が法的支援を希望する場合、速やかに犯罪被害者等支援に精通した弁護士につなげるよう、千葉県弁護士会との連携を強化します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 署被害者支援連絡協議会による関係機関の連携強化 | 署被害者支援連絡協議会を定期的に開催するとともに、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握した総合的な支援を行うため、同協議会が保有する資源を効果的に活用し、必要な支援体制の確立と連携強化に努めます。 | 県警本部<br>警務課 |
| 千葉県暴力追放運動推進センターとの連携強化 | 暴力団等による不当な行為の被害者が支援を希望する場合、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条の３第２項第９号の規定により、各種救援を行っている公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センターと連携を強化し、適切な支援活動を推進します。 | 県警本部<br>組織犯罪対策課 |

[7] 「千葉県安全安心まちづくり推進協議会」：適切な役割分担の下に相互に協働して行う安全で安心なまちづくりのための活動を全県的に推進することによって、安全で安心な明るい千葉県を実現することを目的とし、県、市町村、県民、自治会及び事業者等を構成団体として平成 16 年７月に設立した。（令和８年９月末現在で構成団体 65 団体）

[8] 「犯罪による被害者等に対する支援部会」：犯罪被害者等に対する支援と理解を促進するために、千葉県安全安心まちづくり推進協議会の中に、行政、司法・医療・福祉・経済団体等を構成団体として平成 16 年７月に設置した。（令和８年９月末現在で構成団体 33 団体）

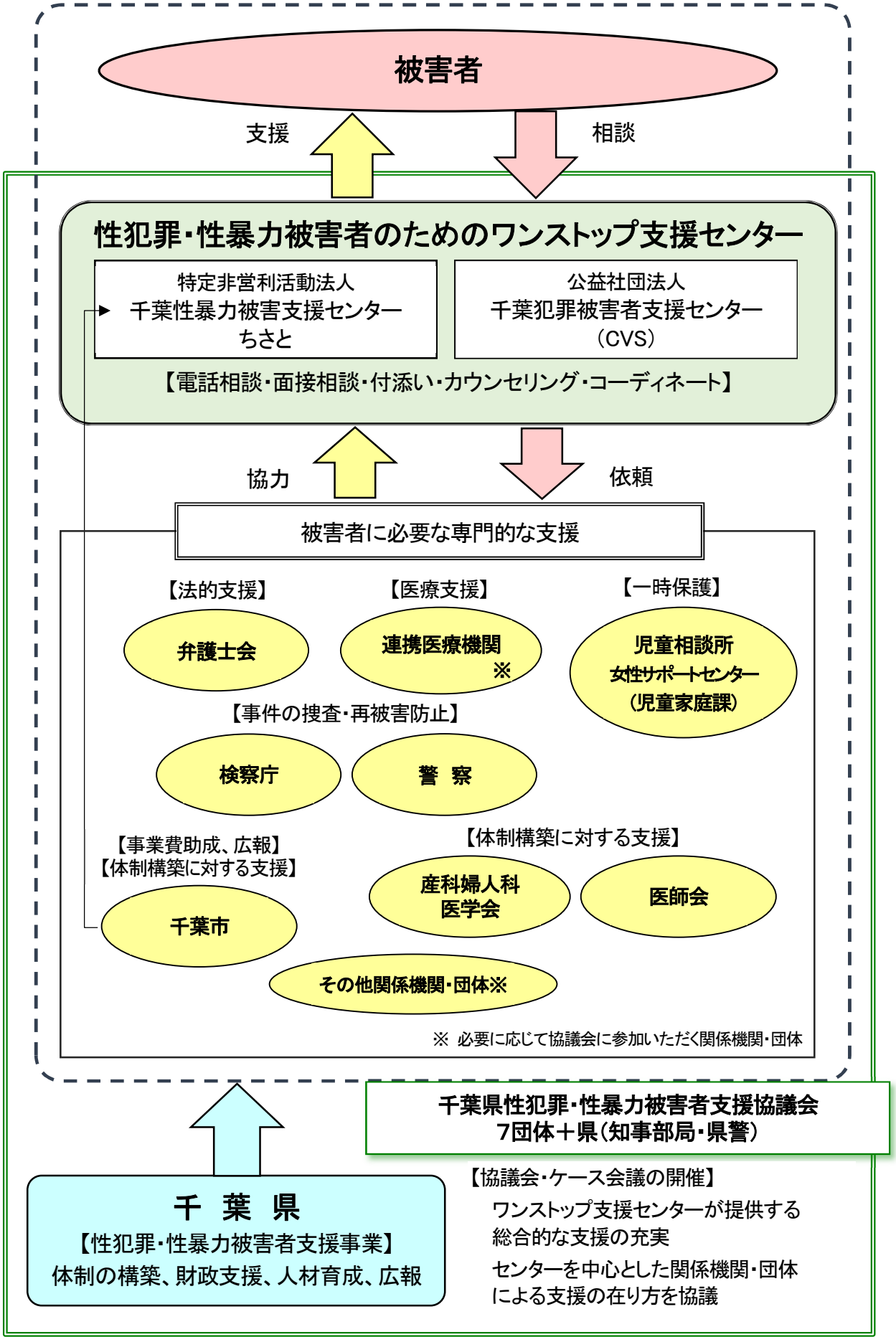
## 犯罪被害者等支援の関係機関及び主な支援の流れ



### ③性犯罪等被害者に対する支援体制

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援の充実 | ワンストップ支援センターである、ちさととＣＶＳにおいて、被害者の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施しています。<br>引き続き、女性だけではなく、こども、男性、性的マイノリティ、障害者、外国人など誰もが相談しやすい体制整備に向けた支援に努めます。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 【重点】警察における性犯罪等被害者に対する支援 | 性犯罪等被害者に対し、病院や裁判所等への付添い支援、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（Active Counselor Team、通称ＡＣＴ（アクト））によるカウンセリング、医療費の一部や一時避難のための費用等に関する公費負担制度、再被害防止・保護などの支援を実施しています。<br>また、性犯罪被害相談電話（＃８１０３）では、相談者の希望により、女性警察官による対応をするなど、相談しやすい環境の整備に努めます。 | 県警本部<br>警務課<br>刑事総務課 |
| 千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会・ケース会議の開催 | 関係機関で構成する協議会において、被害者支援の体制の充実等について協議し、連携を強化します。<br>また、協議会の中に設けている「ケース会議」において、ワンストップ支援センター及び県が個別事案に対する支援の調整を行います。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 医療従事者連絡会の開催 | 県内の連携医療機関において、被害後の診療や避妊措置、性感染症検査などの医療支援や証拠採取を実施する体制を構築しています。<br>各連携医療機関において適切な医療支援等が行えるよう、各連携医療機関の医師・看護師等を対象とした連絡会を開催し、被害者対応についても意見交換を行います。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 痴漢撲滅の取組 | 毎年６月に実施される「電車内における痴漢撲滅強化期間」や受験期における痴漢事犯対策の推進期間において、鉄道事業者等と協働したキャンペーンや各種広報媒体を活用した周知・啓発を行い、痴漢撲滅に向けた社会的機運の醸成を図ります。また、駅のプラットホームや改札口等における警戒を強化し、痴漢の未然防止に取り組みます。 | 県警本部<br>生活安全総務課 |

性犯罪・性暴力被害者支援の関係者及び主な支援の流れ（警察への届出以外）



**④円滑な情報共有体制**

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 市町村への見舞金等に係る情報提供 | 犯罪被害者等が市町村による見舞金等の支援を受ける場合に、当該被害者等の同意のもと、被害者等の手続の負担軽減のため、県が見舞金の支給に際して取得した情報を関係市町村に提供します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 被害者手帳の作成・交付 | 犯罪被害者等の要望や置かれている状況等を記録して、新たに訪れる支援の窓口担当者と共有することで、度重なる説明時の精神的負担の軽減が図られる「被害者手帳」を作成し、交付を希望する犯罪被害者等へ提供します。 | 県警本部<br>警務課 |

### （2）市町村に対する支援（条例第 10 条）

**〇現状と課題**

・犯罪被害者等支援に当たり、育児・介護などの福祉サービス、保健医療に関する助成などの県民向けのサービスや各種手続の窓口を担う市町村の役割は重要です。
・県内４６市町村（令和 8 年 8 月末現在）において犯罪被害者等支援を目的とした条例が制定されているほか、全市町村に犯罪被害者等支援に係る「総合的対応窓口」が設置されています。
・犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても、必要な支援を受けられるよう、市町村における犯罪被害者等支援の更なる充実が求められています。

**〇取組の基本方向**

市町村の窓口におけるプライバシー等への配慮や二次的被害の防止、育児・介護等の既存施策との連携等について、会議や研修会等で周知を図るとともに、犯罪被害者支援コーディネーターを通じ必要な情報提供や助言等を行い、市町村における支援の充実を図ります。

**〇具体的な取組**

**①市町村が取り組む犯罪被害者等支援に対する支援**

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 【重点】犯罪被害者等支援に関する情報の提供等の支援 | 市町村の窓口における犯罪被害者等への配慮や市町村の持つ既存の住民サービスとの有機的な連携など、犯罪被害者等支援に必要な情報の提供等を実施します。また、被害者支援施策担当課長会議等も活用し、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例等に関する情報提供などを実施します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 【重点】犯罪被害者支援コーディネーターによる支援（再掲） | 犯罪被害者等への支援における関係機関との調整等を行うため、ＣＶＳに配置している保健医療・福祉分野等の専門的知見を有する「犯罪被害者支援コーディネーター」による支援内容の充実を図ります。<br>また、同コーディネーターを中心に県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関との連携強化に取り組みます。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 担当者向け研修会の実施 | 市町村の窓口対応職員を対象として、犯罪被害者等や弁護士等による講演を行うほか、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等への適切な対応を行うため、グループワークやロールプレイを取り入れた実践的な内容の研修会を開催し、各機関の連携の強化と職員の資質向上を図ります。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |

### （３）民間支援団体に対する支援（条例第 11 条）

**〇現状と課題**

・民間支援団体は、面接・電話相談、病院・警察・裁判所等への付添いやカウンセリング等の支援を実施するほか、自助グループの支援等を通じ、犯罪被害者等に身近に寄り添い、そのニーズを早期に把握するなど、犯罪被害者等支援における重要な役割を担っています。
・民間支援団体が継続して安定的に支援を行うためには、支援の担い手の確保・育成をはじめ、その活動を支える取組が必要です。

**〇取組の基本方向**

・民間支援団体が継続して効果的な支援を行うことができるよう、その活動を支援するとともに、支援の担い手の確保・育成に向けた取組を実施します。

**〇具体的な取組**

**①民間支援団体に対する支援の充実**

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 【重点】民間支援団体における人材の確保・育成 | 県民向けの犯罪被害者支援員養成講座を開催するとともに、より多くの県民に受講してもらえるように効果的な広報・啓発を実施します。<br>また、民間支援団体が実施する支援員育成のための研修会等において、講師として職員を派遣します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 【重点】犯罪被害者支援コーディネーターによる支援（再掲） | 犯罪被害者等への支援における関係機関との調整等を行うため、ＣＶＳに配置している保健医療・福祉分野等の専門的知見を有する「犯罪被害者支援コーディネーター」による支援内容の充実を図ります。<br>また、同コーディネーターを中心に県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関との連携強化に取り組みます。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 民間支援団体の取組に対する支援 | 民間支援団体の取組に対し、犯罪被害者等支援に必要な情報提供をはじめとした必要な支援を行います。<br>また、民間支援団体について、広く県民や事業者に認知してもらえるよう、広報啓発を行います。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 警察から犯罪被害者等早期援助団体への適切な情報提供 | 犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要に関する情報を提供することで、犯罪被害者等が犯罪被害者等早期援助団体による支援を受けやすくなるよう努めます。 | 県警本部<br>警務課 |

### （４）人材の育成（条例第 12 条）

**〇現状と課題**

・犯罪被害者等支援に従事する県、警察、市町村等の職員や民間支援団体の支援員は、犯罪被害者等の状況やニーズを的確に把握し、その変化にも十分留意しながら、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。
・支援従事者は、犯罪被害者等への支援を通じて被害体験に触れることなどにより、心理的な影響を受け、いわゆる「代理受傷」に至る可能性があることから、支援従事者自身の負担にも配慮する必要があります。

**〇取組の基本方向**

・犯罪被害者等支援に従事する県、警察、市町村等の職員に対し、窓口での二次的被害防止を含む適切な対応方法や支援に必要な知識等に関する研修を実施するとともに、民間支援団体における人材の確保・育成について必要な支援を行います。
・支援従事者の代理受傷を防ぐため、研修等を通じて、必要な知識の普及や理解促進を図ります。

**〇具体的な取組**

**①犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成**

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 【重点】民間支援団体における人材の確保・育成（再掲） | 県民向けの犯罪被害者支援講座を開催するとともに、より多くの県民に受講してもらえるように効果的な広報啓発を実施します。<br>また、民間支援団体が実施する支援員育成のための研修会等において、講師として職員を派遣します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 県職員・市町村職員向け研修会の実施 | 県・市町村の窓口対応職員を対象として、犯罪被害者等や弁護士等による講演を行うほか、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等への適切な対応を行うため、グループワークやロールプレイを取り入れた実践的な内容の研修会を開催し、各機関の連携の強化と職員の資質向上を図ります。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 警察職員に対する研修等の実施 | 犯罪被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象として、犯罪被害者等支援の意義、犯罪被害者等への二次的被害の防止など犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うための研修等を実施し、職員の資質向上を図ります。 | 県警本部<br>警務課 |

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 二次的被害の防止のための手引きの作成、活用 | 犯罪被害者等の支援に携わる者が二次的被害を生じさせることがないよう十分に配慮した対応等を行うため、支援者向けの手引きを作成して配布するとともに、研修等において活用を図ります。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |

**②犯罪被害者支援に従事する人材の受傷対策**

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 【重点】民間支援団体における支援員の受傷対策への支援 | 民間支援団体の支援員の代理受傷を防止するため、研修、カウンセリングを実施します。<br>また、講師の派遣等の支援を実施します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 警察職員の受傷対策 | 犯罪被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象として、職員の代理受傷について研修等を実施します。<br>また、必要に応じて、ＡＣＴによるカウンセリングを実施します。 | 県警本部<br>警務課 |

## ２　犯罪被害者等に対する支援の充実

### （１）相談・情報の提供（条例第 14 条）

**〇現状と課題**

・犯罪被害者等は、被害直後の精神的ショックや混乱の中で、様々な対応を求められることから、必要な相談窓口や支援に速やかにつながることが重要です。
・県では、犯罪被害者等に特化した相談窓口に加え、労働問題や心の健康、多言語対応など、様々な相談窓口を設置しています。
・犯罪被害者等が早期に法的支援を受けることができるよう、千葉県弁護士会と連携し、弁護士による法律相談を実施しています。
・令和８年７月に実施したインターネットアンケートの調査結果によると、犯罪被害者等のための相談窓口の認知度は十分とは言えないことから、効果的な広報により、各種相談窓口の周知を一層進める必要があります。
・犯罪等により親を亡くした場合には、経済的に困窮し、遺児の学業継続が困難となることがあるため、利用可能な支援制度等に適切につなぐ必要があります。

**〇取組の基本方向**

・犯罪被害者等が一人ひとりの事情に応じた適切な支援を迅速に受けられるよう、総合的対応窓口をはじめとする各種相談窓口について、ポスターやホームページ等を活用した広報・周知を行うとともに、相談時には適切な窓口の紹介等、情報提供及び助言を行います。
・千葉県弁護士会と連携した弁護士による法律相談について、犯罪被害者等がより利用しやすいよう、周知啓発を図ります。
・犯罪被害遺児が学業を継続できるよう、民間団体等が実施する給付型奨学金等について、適時適切に情報提供するともに、申請手続きをサポートします。

**〇具体的な取組**

**①相談体制の充実**

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携強化（再掲） | 環境生活部くらし安全推進課内に総合的対応窓口を設置するとともに、保健所や児童相談所等の庁内関係機関に「犯罪被害者等支援連絡員」を配置しています。<br>関係課長会議の開催などにより、庁内関係機関相互の連携を強化し、総合的かつ効果的な犯罪被害者等支援に取り組みます。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 【重点】弁護士による法律相談の実施 | 千葉県弁護士会と連携し、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談 | ワンストップ支援センターである、ちさととＣＶＳにおいて、被害者の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 交通事故相談所における相談 | 交通事故被害者に対し、専任相談員による損害賠償請求や示談交渉などの様々な交通事故相談を実施します。また、臨床心理士による心のケアに関する相談も実施します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 消費者相談 | 消費者センターにおいて、消費生活や多重債務、に関する消費者からの相談に対応します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 県警における相談窓口 | 警察相談専用電話（＃９１１０）、性犯罪被害相談電話（＃８１０３（ハートさん））、千葉県警察少年センター「ヤング・テレホン」等の個別の相談窓口における電話相談や、警察本部及び各警察署警務課に設置した総合相談窓口において、犯罪被害者等の相談対応を行います。 | 県警本部<br>広報県民課<br>警務課<br>少年課 |
| 千葉県外国人相談窓口 | 県内在住の外国人が安全で安心な生活を送ることができるよう、多言語による相談が可能な相談窓口を運営し、生活全般の相談に応じるほか、弁護士や行政書士による外国人向け専門相談を実施します。 | 総合企画部<br>国際課 |
| ＬＧＢＴＱに関する相談事業 | ＬＧＢＴＱ当事者等が抱えている不安や悩みなどについて、電話やＬＩＮＥで専門相談員が対応する相談事業を実施します。 | 総合企画部<br>多様性社会推進課 |
| 男女共同参画センター相談事業 | 女性及び男性の悩みや問題の全般的な相談を実施します。 | 総合企画部<br>多様性社会推進課 |
| 千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）における相談 | ニート、引きこもり、不登校など困難を有するおおむね 40 歳未満の子ども・若者及びその家族からの相談に対応します。 | 健康福祉部<br>こども・若者政策課 |
| 親子のためのＳＮＳ相談@ちば | 保護者の方の子育ての不安や、親子関係などの悩み、お子さん自身からの家庭に関する悩みの相談に対応します。 | 健康福祉部<br>児童家庭課 |

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| ＤＶ被害に関する相談 | 女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターを県の配偶者暴力相談支援センターに位置付け、緊急避難や自立した生活に向けての助言などの相談対応を実施します。 | 健康福祉部<br>児童家庭課 |
| 児童虐待に関する相談､児童虐待の通告 | 児童相談所において､18 歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に対応します。 | 健康福祉部<br>児童家庭課 |
| 高齢者虐待や施設介護等に関する電話相談窓口 | 高齢者虐待、施設での介護、高齢者に関する心配事などの電話相談を行います。 | 健康福祉部<br>高齢者福祉課 |
| 千葉県こころセンター(千葉県精神保健福祉センター)における電話相談 | 心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症など精神保健福祉全般に関する電話相談等を実施します。 | 健康福祉部<br>障害者福祉推進課 |
| 保健所(健康福祉センター）における相談 | 県内 13 箇所の保健所（健康福祉センター）において、精神保健福祉相談（心の健康、精神保健福祉に関する相談）を行います。 | 健康福祉部<br>障害者福祉推進課 |
| 千葉県労働相談センターにおける相談 | 賃金不払い、解雇、職場における労働問題全般についての相談、職場の人間関係などに伴うメンタルヘルスの相談を実施します。 | 商工労働部<br>雇用労働課 |
| 千葉県総合救急災害医療センターにおける　相談 | 精神科救急医療の受診に関する相談を実施します。 | 病院局<br>経営管理課 |
| スクールカウンセラー[9]・スクールソーシャルワーカー[10]の配置 | 犯罪被害を含む、支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、関係機関との連携など、子どもやその保護者への相談支援の充実を図ります。 | 教育庁<br>児童生徒安全課 |
| 子どもと親のサポートセンターにおける相談 | 学校生活に関すること、心や身体のことなど、犯罪被害を含む個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通じて支援・援助を行います。また、小学校４年生から高校生までを対象として、SNS 相談を実施します。 | 教育庁<br>児童生徒安全課 |

[9] 「スクールカウンセラー」: 臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う。不登校やいじめ、親子関係、学習関連など様々な問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す（厚生労働省職業情報提供サイト job tag）

[10] 「スクールソーシャルワーカー」: 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、関係機関などとのネットワークを活用して支援を行う専門家(文部科学省「学制百五十年史 第四編第三章 初等中等教育」）

### ②情報提供の充実

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 犯罪被害者等への情報提供 | 県、市町村、関係団体等の犯罪被害者等の相談窓口を掲載したポスターやリーフレットの作成、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターのポスターやリーフレットなどを作成し、県関係機関、市町村、学校、病院等に配架する等積極的な周知を行います。<br>また、関係機関において実施している支援等についても、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 外国人の犯罪被害者等への支援 | 外国人向け「被害者の手引」（９言語）、ストーカー及びＤＶ対策用リーフレット（10 言語）を作成し、ホームページへの掲載や警察署での配布等により、外国人の犯罪被害者等への情報提供を行います。<br>また、必要に応じて通訳を手配するとともに、警察職員への外国語研修等を推進し、日本語によるコミュニケーション能力が十分でない外国人に対する対応力を強化します。 | 県警本部<br>警務課<br>人身安全対策課 |
| 被害者連絡制度 | 犯罪被害者等に対し、被害者支援要員が「被害者手帳」やパンフレット等を活用した刑事手続や支援制度等を説明します。<br>また、捜査状況、犯人の検挙状況、逮捕した犯人の処分状況について、適切に情報提供を行います。 | 県警本部<br>警務課<br>刑事総務課 |
| 犯罪被害遺児に対する奨学金等申請支援 | 犯罪被害遺児等に対し、就学や学業継続ができるよう、民間団体が実施する奨学金等について情報提供を行います。<br>また、申請における負担軽減のため、申請書類の作成をサポートします。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |

### （２）損害回復・経済的支援等

**〇現状と課題**

・犯罪被害者等は、生命・身体・財産への直接的な被害に加え、治療、警察や検察による事情聴取、裁判への参加・傍聴への対応等に伴い、医療費、交通費、裁判費用の増加や、休職・退職による収入減少といった経済的問題に直面することがあります。特に、生計維持者が被害を受けた場合には、家族の生活にも大きな影響を及ぼすことがあります。

・県では、見舞金の支給、無料法律相談、医療費やカウンセリング費用の支援等により、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図っています。

・犯罪の発生現場が自宅であった場合や加害者が近隣住民や同居人である場合、犯罪被害者等が安心して居住できる場所を確保することが求められます。

**〇取組の基本方向**

・犯罪被害者等が犯罪被害から早期に回復し、生活を再建できるよう、見舞金の支給や無料法律相談等による経済的支援に加え、居住や雇用の安定、損害賠償請求への対応等について、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

**〇具体的な取組**

**①経済的負担の軽減（条例第 18 条）**

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 【重点】千葉県犯罪被害者等見舞金の支給 | 被害直後からの様々な経済的負担を早期に軽減するため、見舞金を支給します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 【重点】弁護士による法律相談の実施<br>（再掲） | 千葉県弁護士会と連携し、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 【重点】性犯罪等被害者のための医療費支援・カウンセリング、弁護士相談の支援 | 性犯罪・性暴力被害者のためのワントップ支援センターにおける治療や検査等の医療支援、カウンセリングや弁護士相談に対して支援を行います（県警の公費負担制度対象者を除く。）。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 交通遺児激励事業 | 県内の小中学校等に通学する交通遺児に対し、激励品を贈呈します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 犯罪被害給付制度[11]・国外犯罪被害弔慰金等支給制度[12]の周知 | 犯罪被害者等給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度についての周知を徹底するとともに、対象事案を把握し、犯罪被害者等に分かりやすく説明します。 | 県警本部<br>警務課 |
| 公費負担制度による支援 | 犯罪被害者等に対し、医療費やカウンセリング等に係る費用の一部を公費で負担します。 | 県警本部<br>警務課 |

**②日常生活の支援（条例第 15 条）**

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 被害者支援要員制度 | 被害者支援要員が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を実施します。 | 県警本部<br>警務課 |
| 公費負担制度による支援(ハウスクリーニング等) | 自宅などにおける犯罪で、簡易的な清掃では取り除くことのできない汚損や異臭などを専門の清掃業者によりハウスクリーニングをする場合に、その費用を公費で負担します。 | 県警本部<br>警務課 |
| ＤＶ被害者の自立に向けた支援 | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、ＤＶ被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていきます。 | 健康福祉部<br>児童家庭課 |

[11] 「犯罪被害給付制度」：殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものであり、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行う。
受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っている。(警察庁:「犯罪被害給付制度のご案内」より一部抜粋)

[12] 「国外犯罪被害弔慰金等支給制度」：日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するもの。申請する人の地元の警察本部または地元の領事館に申請する。(警察庁:「国外犯罪被害弔慰金等支給制度のご案内」より)

### ③居住の安定（条例第 16 条）

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 公費負担制度による支援(ハウスクリーニング、一時避難措置費用) | 自宅などにおける犯罪で、簡易的な清掃では取り除くことのできない汚損や異臭などを専門の清掃業者によりハウスクリーニングをする場合の費用や犯人等から危害を加えられる恐れがある等の場合にホテル等へ避難する際の宿泊費用を公費で負担します。 | 県警本部<br>警務課<br>人身安全対策課 |
| ＤＶ被害者の自立に向けた支援（再掲） | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、ＤＶ被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていきます。 | 健康福祉部<br>児童家庭課 |
| 県営住宅への入居に係る配慮 | 県営住宅において、犯罪被害者等やＤＶ被害者に対し、抽選倍率の優遇や単身入居を可能とする入居要件の緩和を行います。 | 県土整備部<br>住宅課 |

### ④雇用の安定（条例第 17 条）

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 事業者への広報・啓発 | 「千葉県安全安心まちづくり推進協議会総会」、「犯罪による被害者等に対する支援部会」、「署犯罪被害者連絡協議会」等の様々な機会を通じて、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性、二次的被害についての理解、犯罪被害者等の被害回復のための休暇（法定外休暇）の導入など普及啓発します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 千葉県ジョブサポートセンターにおける就労支援 | 子育て中の女性や中高年齢者を対象に、ハローワークと連携して、就労生活相談から職業相談、職業紹介等、再就職に向けた総合的なサービスを提供します。 | 商工労働部<br>雇用労働課 |
| ジョブカフェちばにおける就労支援 | 就職を希望する若者を対象に、キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に役立つ各種セミナーなど、総合的な就職支援サービスをワンストップで提供します。 | 商工労働部<br>雇用労働課 |
| ちば地域若者サポートステーションにおける就労支援 | 就職に向けた取組みへの意欲が認められる、15 歳から 49 歳までの若年無業者等を対象に、職業的自立に向け支援します。 | 商工労働部<br>雇用労働課 |

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 千葉県立テクノスクール・障害者テクノスクールにおける職業訓練 | 千葉県立テクノスクール・障害者テクノスクールにおいて、就業を希望する方に、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練及び職業紹介を実施します。 | 商工労働部<br>産業人材課 |

### ⑤損害賠償請求に関する支援（条例第 19 条）

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 【重点】弁護士による法律相談の実施<br>（再掲） | 千葉県弁護士会と連携し、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 交通事故相談所における支援 | 交通事故被害者に対し、専任相談員による損害賠償請求や示談交渉などの様々な交通事故相談を実施します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 県警における支援 | 法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、日本司法支援センター（法テラス）による犯罪被害者等法律援助の教示や県の無料法律相談の窓口の紹介を行います。 | 県警本部<br>警務課 |

### （３）精神的・身体的被害の回復及び二次的被害等の防止

#### ○現状と課題

・犯罪被害者等が受ける精神的・身体的被害は、その後の生活に長期にわたり影響を及ぼすことがあるため、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援が必要です。
・特に、性犯罪・性暴力被害は、被害者の心身に深刻な影響を及ぼし、その後の日常生活にも長期にわたり影響することがあります。
・県では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、電話・面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談等を実施し、心身の負担軽減と健康回復を支援しています。
・犯罪等による直接的な被害に加え、周囲の偏見や配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷等による二次的被害により、精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失を被ることがあります。

#### ○取組の基本方向

・犯罪被害者等が精神的・身体的被害から早期に回復できるよう、一人ひとりの状況に応じ、医療、カウンセリング等の必要な支援を適切に行います。
・犯罪被害者等の安全を確保するため、再被害防止に向けた取組を進めるとともに、二次的被害の防止に向けた広報・啓発を推進します。

#### ○具体的な取組

##### ①保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第 20 条）

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 【重点】性犯罪等被害者のための医療費・カウンセリング支援 | 性犯罪・性暴力被害者のためのワントップ支援センターにおける治療や検査等の医療支援やカウンセリングに対する支援を行います（県警の公費負担制度対象者を除く。）。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 交通事故相談所の運営 | 交通事故被害者に対し、臨床心理士による心のケアに関する相談を実施します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（ＡＣＴ）によるカウンセリング | 公認心理師、臨床心理士等の資格を有する警察職員（ＡＣＴ）を積極的に活用し、犯罪被害者等の要望に応じて、カウンセリングを実施します。 | 県警本部<br>警務課 |

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 公費負担制度（カウンセリング等）による支援 | 犯罪被害に遭った精神的ショック等の軽減を図るため、犯罪被害者等が医療機関等においてカウンセリング等を要望する場合には、その費用を公費で負担します。 | 県警本部<br>警務課 |
| 障害者総合支援法に基づく自立支援医療費（精神通院医療）による医療費助成 | 精神疾患を有する方に対し、通院医療費の一部を公費で負担します。 | 健康福祉部<br>障害者福祉推進課 |

**②安全の確保（条例第 13 条）**

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 公費負担制度（一時避難措置） | 自宅が犯罪行為の現場となったり、犯人等から危害を加えられる恐れがある犯罪被害者等が、一時的にホテル等に避難する場合に、その宿泊費を公費で負担します。 | 県警本部<br>警務課<br>人身安全対策課 |
| 犯罪被害者に関する情報の保護 | 犯罪被害者の氏名の公表等、犯罪被害者等の意見と報道の自由等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。<br>また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報提供を行うように努めます。 | 県警本部<br>広報県民課<br>警務課 |
| 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用 | 16 歳未満の子供に対する不同意わいせつ等の子供対象・暴力的性犯罪により服役し出所した者について、警察庁を通じて法務省から情報提供を受け、県警においてその所在確認を実施するほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じます。 | 警察本部<br>生活安全総務課 |
| 県警における保護対策の実施 | 暴力団等による犯罪の被害者等に対する報復等を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するため、対象者の自宅や勤務先等に対する警戒などの保護対策を実施します。 | 警察本部<br>組織犯罪対策課 |

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 再被害防止措置 | 同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等に、再被害防止に資する情報提供を適切に行うとともに、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講じます。 | 県警本部<br>刑事総務課 |
| | 犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもった上で、誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するために、矯正施設等へ入所している者への釈放後の社会復帰及び生活再建に向けた相談支援等に取り組みます。 | 健康福祉部<br>健康福祉指導課 |
| 教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進 | 所管する学校設置者等に対し、制度の周知徹底や、法令に基づく犯罪事実確認及び安全確保措置に係る監督等を行います。<br>また、児童相談所、生実学校及び富浦学園に配置されている児童福祉専門職員等の対象職員並びに児童相談所の一時保護所における学習支援を行う事業者の職員等について、犯罪事実確認等を実施します。<br>さらに、千葉リハビリテーションセンターの障害児入所施設等について、指定管理者と連携した安全確保措置を実施するなど、事業者として求められる取組を行います。 | 総務部<br>人事課<br>学事課<br><br>健康福祉部<br>健康福祉政策課<br>こども・若者政策課<br>児童家庭課<br>子育て支援課<br>障害福祉事業課 |
| | 県費負担教職員、県立学校教職員及び県立学校の部活動に係る委託先事業者の職員等に対する安全確保措置（犯罪事実確認等）を講じ、児童生徒性暴力等の防止に取り組みます。 | 教育庁<br>教育総務課<br>学習指導課<br>児童生徒安全課<br>特別支援教育課<br>教職員課<br>保健体育課 |
| 青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール） | 青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、ネットパトロールを実施します。特に問題のある書き込みを発見した場合、学校を通じて指導・削除等を行います。 | 健康福祉部<br>こども・若者政策課 |

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| ＤＶ被害者及び同伴児に対する安全確保と一時保護体制の充実 | 女性サポートセンターにおいて、ケースワーカー、心理判定員、医師、看護師、保育士等が連携して対応することにより、被害者一人ひとりの状況に応じて心身の安定や自立に向けた支援を実施します。<br>また、被害者の安全確保を図るため、被害者の状況に応じて民間シェルター等に一時保護を委託します。 | 健康福祉部<br>児童家庭課 |
| 児童虐待への対応 | 児童相談所において、緊急に子どもの安全確保が必要な場合や虐待を受けた子どもの行動観察などを行うために子どもを一時保護するなど、専門家や様々な機関と協力し、それぞれの子どもと家庭に必要な支援につなげます。<br>また、家庭の問題を解決するのに時間がかかる場合は、里親、ファミリーホームへの委託や、児童養護施設等への入所等の措置などを行い、子どもの安全の確保を図ります。 | 健康福祉部<br>児童家庭課 |

## 方向性Ⅱ　社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成

### ３　県民・事業者等の理解促進への取組（条例第 21 条）

### （１）県民・事業者等に対する広報・啓発

**〇現状と課題**

・犯罪被害者等に関する法令や支援について、県民の認知度は十分とは言えない状況にあります。犯罪被害者等は、周囲の人々の心無い言動によって傷つくことがある一方、身近な人々の気遣いや理解が大きな支えとなることから、犯罪被害者等が置かれている状況について県民の理解を深める必要があります。

・被害後の相談先についても、認知度が十分とは言えないことから、犯罪被害者等が被害直後から必要な相談・支援につながることができるよう、相談先の認知度を高める必要があります。

・県では、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、広く県民の理解を促すため、犯罪被害者月間や関連行事等を通じた啓発物の配布など、様々な機会を捉えた広報・啓発に取り組んでいます。

・犯罪被害者等や相談を受ける市町村職員等が必要な相談先を確認できるよう、分野別に相談窓口を整理したポスターやリーフレットを作成し、市町村や関係機関等に配布しています。

**〇取組の基本方向**

・社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成を図るため、被害者支援に関する行事等での啓発物の配布等に加え、ＳＮＳ等を活用し、幅広い年代に向けた効果的な広報・啓発を推進します。

**〇具体的な取組**

**①県民・事業者等への効果的な広報・啓発の実施**

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
|---|---|---|
| 【重点】相談窓口等に関する広報・啓発の実施 | 県ホームページへの掲載、ポスター、広報紙等をはじめとして、関係機関と連携した広報・啓発活動を実施します。<br>また、幅広い年代の方々の理解を促進すべく、千葉県公式ＸなどＳＮＳを活用した効果的な広報啓発の充実を図ります。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課<br><br>県警本部<br>警務課 |
| 【重点】性犯罪・性暴力被害に関する学校教育における周知 | 性犯罪・性暴力被害の現状や被害を生まないためにすべきことと併せ、被害に遭った場合のワンストップ支援センター等の相談先を周知するなど、被害者にも加害者にも傍観者にもならない社会づくりに資することを目的に、高校生等を対象とした「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を実施します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |

| 施策名 | 施策概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 犯罪被害者月間における周知 | 国の犯罪被害者月間に併せ、「千葉県民のつどい」を開催するなどにより、犯罪被害者等の置かれている状況等について、県民の理解を促進するとともに、二次的被害防止等の啓発を行います。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 安全安心まちづくり推進協議会を通じた周知 | 安全安心まちづくり推進協議会や犯罪による被害者等に対する支援部会を通じて、広報啓発を実施します。 | 環境生活部<br>くらし安全推進課 |
| 署犯罪被害者支援連絡協議会における周知 | 地方公共団体職員や有識者等から構成員とする警察署犯罪被害者連絡協議会を開催し、犯罪被害者等支援に関する情報提供等を実施します。 | 県警本部<br>警務課 |
| 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」及び作文コンクールの開催 | 犯罪被害者遺族等が講演者となり、命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」を中学校、高等学校等において開催するとともに、警察庁が主催する「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」を周知するなど、犯罪被害者等への理解を深め、犯罪被害者等を支える機運を醸成する取組を推進します。 | 県警本部<br>警務課 |
| 人権問題研修会支援事業の実施 | 地域・企業・NPO 法人等の団体・行政機関等が犯罪被害者を含む人権をテーマとした研修会や講演会等を開催する際、希望に応じて講師を派遣又は紹介し、効果的な研修が実施できるよう支援します。 | 健康福祉部<br>健康福祉政策課 |
| 困難女性支援及びＤＶ防止に関する広報・啓発 | ＤＶ等相談カードの配布や各種キャンペーンの実施等により相談窓口等について県民への広報啓発を行います。 | 健康福祉部<br>児童家庭課 |
| 子ども虐待防止地域力強化事業 | 児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため「オレンジリボンキャンペーン」などの広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。 | 健康福祉部<br>児童家庭課 |
| 人権教育の推進 | 学校人権教育研究協議会等の開催や学校人権教育指導資料を全教職員へデータ配付することを通して、教職員及び児童生徒の犯罪被害者を含む人権に関する理解の促進を図ります。 | 教育庁<br>児童生徒安全課 |
| 「生命（いのち）の安全教育」の推進 | 「生命（いのち）の安全教育」の推進を図るため、教職員研修の実施や教材の活用を通じて、児童生徒の発達段階に応じた性暴力防止教育の充実を図ります。 | 教育庁<br>保健体育課 |

資料集

## １　犯罪被害者等基本法

平成十六年法律第百六十一号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

２　この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

３　この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条　すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

２　犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

３　犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条　国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第七条　国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（犯罪被害者等基本計画）

第八条　政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

２　犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第九条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）
第十条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。
第二章　基本的施策
（相談及び情報の提供等）
第十一条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。
（損害賠償の請求についての援助等）
第十二条　国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。
（給付金の支給に係る制度の充実等）
第十三条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。
（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）
第十四条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。
（安全の確保）
第十五条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。
（居住の安定）
第十六条　国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。
（雇用の安定）
第十七条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

第十八条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第十九条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十条　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十一条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十二条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映及び透明性の確保）

第二十三条　国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章　犯罪被害者等施策推進会議

（設置及び所掌事務）

第二十四条　内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

２　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二　前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

（組織）

第二十五条　会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

（会長）

第二十六条　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十七条　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　国家公安委員会委員長

二　国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三　犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第三号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第二十八条　前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十九条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則〔平成二六年六月二五日法律第七九号〕　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附　則〔平成二七年九月一一日法律第六六号〕　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条の規定　公布の日

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## ２　千葉県犯罪被害者等支援条例

令和三年三月九日
条例第十四号

（目的）

第一条　この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図り、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二　犯罪被害者等　犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

三　犯罪被害者等支援　犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。

四　再被害　犯罪等により被害を受けた者が、当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により再び被害を受けることをいう。

五　二次的被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

六　民間支援団体　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条　犯罪被害者等支援は、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを踏まえ、相互扶助の精神に基づき、次の各号に掲げる事項についての共通の理解の下に、社会全体で一丸となって推進されなければならない。

一　犯罪被害者等支援は、全て犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に行われること。

二　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて適切に行われること。

三　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が、途切れることなく継続して行われること。

（県の責務）

第四条　県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者（以下「関係機関等」という。）との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（県民の役割）

第五条　県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

第七条　民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（支援推進計画）

第八条　県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援推進計画」という。）を定めるものとする。

２　支援推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一　犯罪被害者等支援に関する基本方針

二　犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三　前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　県は、支援推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び犯罪被害者等支援に関し識見を有する者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

４　県は、支援推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

５　前二項の規定は、支援推進計画の変更について準用する。

（総合的な支援体制の整備）

第九条　県は、関係機関等と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な体制を整備するものとする。

２　前項の体制の整備に当たっては、次の各号に掲げる事項に特に留意するものとする。

一　基本理念にのっとり、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けること並びに犯罪被害者等が受けた被害が潜在化することを防止すること。

二　犯罪被害者等が、県又は関係機関等のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるようにすること。

（市町村に対する支援）

第十条　県は、犯罪被害者等支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性を踏まえ、市町村が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第十一条　県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（人材の育成）

第十二条　県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等が必要とする支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）その他犯罪被害者等支援に関係する者に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずることにより、人材の育成を行うものとする。

２　前項の人材の育成は、この条例の目的、基本理念及び犯罪被害者等支援の意義について理解を深めさせることを基本として行うものとする。

３　県は、支援従事者が犯罪被害者等支援に従事することにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第十三条　県は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（相談、情報の提供等）

第十四条　県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な

情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に関し専門的な知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第十五条　県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を安心して営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第十六条　県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次的被害を防止するため、県営住宅（千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）第一条に規定する県営住宅をいう。）への入居に係る配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第十七条　県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるための啓発、犯罪被害者等の就労に関する支援及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第十八条　県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償請求に関する支援）

第十九条　県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第二十条　県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解の促進）

第二十一条　県は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穏に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について県民の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、及び犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないよう、広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第二十二条　県は、毎年度、支援推進計画に基づく施策その他犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況について公表するものとする。

（財政上の措置）

第二十三条　県は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（見直し）

第二十四条　知事は、この条例の施行後においても、犯罪被害者等支援の推進の状況等を勘案し、この条例の規定について随時検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前に千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（平成十六年千葉県条例第四号）第二十七条第二項の規定により定められた被害者等に対する支援に関する指針は、第八条第一項の規定により定められた支援推進計画とみなす。

（千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例の一部改正）

３　千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

（犯罪被害者等に対する支援）

第二十七条　県は、国、市町村、犯罪被害者等支援（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。以下同じ。）を行うことを主たる目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

第二十八条第一項中「、第二十三条第一項及び前条第二項」を「及び第二十三条第一項」に改める。

## ３　千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（抜粋）

平成十六年三月二十三日
条例第四号

改正　　平成一九年　三月一六日条例第二八号　　平成二七年　三月二〇日条例第一八号
　　平成二八年　三月二五日条例第二八号　　令和　三年　三月　九日条例第一四号

第一条～第二十六条（略）

（犯罪被害者等に対する支援）

第二十七条　県は、国、市町村、犯罪被害者等支援（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。以下同じ。）を行うことを主たる目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

第二十八条～附則（略）

## ４　千葉県犯罪被害者等支援推進会議設置要綱

（設置）

第１条　千葉県の犯罪被害者等支援の推進に当たり、有識者から広く意見を聴取するため、「千葉県犯罪被害者等支援推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

なお、推進会議は、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。

（委員の所掌事務）

第２条　推進会議委員は、次に掲げる事項を行う。

（１）「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」の策定及び推進に当たり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。

（２）その他、犯罪被害者等支援の推進に必要な事項。

（組織及び委員）

第３条　推進会議は、６名以内の委員をもって構成し、環境生活部長が就任を依頼する。

２　委員の構成は、別に定める。

３　委員の任期は、５年とする。ただし、本要綱制定後、初回の任期については、令和１０年３月３１日までとする。

４　任期中に委員が欠けた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は再任されることができる。

（座長及び副座長）

第４条　推進会議に座長と副座長を置く。

２　座長及び副座長は、委員の互選により選任する。

３　座長は推進会議の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第５条　推進会議は、必要に応じて、環境生活部長が招集する。

（会議の公開）

第６条　推進会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、推進会議において、会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

（１）千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号）第８条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して、審議を行う場合

（２）会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な議事運営等に著しい支障が生ずると認められる場合

（会議公開の方法）

第７条　推進会議を開催するに当たり、事前に会議名、開催日時、開催場所、議題、傍聴に関する事項、問合せ先を、県ホームページに掲載し、県民への周知を図る。

２　推進会議の公開は、会場の大きさにより一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

３　傍聴手続は、別に定める。

（会議結果の公開）

第８条　推進会議の結果については、同会議の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合を除き、原則公開とし、会議終了後、県ホームページに掲載する。

（事務局）

第９条　推進会議の事務局は、千葉県環境生活部くらし安全推進課に置く。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年７月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月２０日から施行する。

別紙

**千葉県犯罪被害者等支援推進会議　委員名簿**（敬称略・50 音順）

| | 氏　名 | 所　属　等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | いとう　ひでひこ<br>伊東　秀彦 | 千葉県弁護士会　弁護士<br>日本司法支援センター千葉地方事務所　副所長 | 副座長 |
| 2 | おおはし　やすし<br>大橋　靖史 | 淑徳大学　総合福祉学部　教授<br>公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター　理事長 | 座　長 |
| 3 | おかじま　ゆうこ<br>岡嶋　祐子 | 国立病院機構　千葉医療センター　産婦人科医師<br>ＮＰＯ法人千葉性暴力被害支援センターちさと　理事 | |
| 4 | こんの　りえこ<br>今野　理恵子 | 武蔵野大学　人間科学部　客員准教授 | |
| 5 | ささき　さとる<br>佐々木　悟 | 千葉県市長会　事務局長<br>千葉県町村会　事務局長 | |
| 6 | さわた　みよこ<br>澤田　美代子 | 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター　理事 | |